

改正品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する 指針(運用指針)」の運用状況等に関するアンケート

報告書

平成29年10月

一般社団法人 全国建設業協会



目次

| | | |
|-----------------------------|-------|-------|
| ○調査概要 | | P. 2 |
| ○企業の属性 | | P. 3 |
| ○調査結果 | | |
| I. 都道府県建設業協会からの回答 | | |
| 1. 発注見通しの公表状況 | | P. 5 |
| 2. 予定価格の状況 | | P. 6 |
| 3. 工期設定について | | P. 10 |
| 4. 入札不調・不落時の対応について | | P. 12 |
| 5. 発注者の体制について | | P. 13 |
| 6. 適切な入札契約方式の選択・活用について | | P. 15 |
| II. 会員企業からの回答 | | |
| 1. 運用指針の運用状況について | | P. 16 |
| 2. 会員企業の現況 | | P. 25 |
| 3. 必要な事業量の確保について | | P. 32 |
| 4. i-Constructionに関する取組について | | P. 35 |
| 5. ISOに関する取組について | | P. 39 |

調査概要

【調査の目的】

改正品確法、同運用指針などの運用開始から2年が経過し、各発注者などにおいても個別の対応が進められているところであるが、これら法改正の効果を的確かつ継続的に測定・評価を行うこと、また、関係機関等へ提言等を行う場合には具体的なデータ(各地の実情等)が必要不可欠であることから、本調査を実施した。

【調査の内容】

改正品確法及び運用指針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているかとともに会員企業の状況について、平成29年7月1日時点と昨年同時期との比較を行う。

さらに、地域の事業量の状況、ICT施工等生産性向上に関する取組状況等を確認する。

【実施概要】

- ・調査日 平成29年7月～平成29年8月
- ・調査対象 47都道府県建設業協会及び会員企業(一部)
会員企業の選定については、各都道府県建設業協会に一任。
- ・回答数 40都道府県建設業協会(回収率:85.1%)
会員企業 計900社
なお、設問ごとに未回答があるため、回答者数と各設問の合計者数は一致していない。
- ・集計方法 都道府県建設業協会及び会員企業の回答をそれぞれ単純集計
なお、本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合あり。

企業の属性①

【ブロック別】

| | | 実数 | 構成比 |
|--------|-----------------------------|-----|--------|
| 北海道・東北 | 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 | 126 | 14.0% |
| 関東 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 | 180 | 20.0% |
| 北陸 | 新潟、富山、石川 | 83 | 9.2% |
| 中部 | 岐阜、静岡、愛知、三重 | 164 | 18.2% |
| 近畿 | 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 | 101 | 11.2% |
| 中国 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 | 113 | 12.6% |
| 四国 | 徳島、香川、愛媛、高知 | 72 | 8.0% |
| 九州・沖縄 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 61 | 6.8% |
| 計 | | 900 | 100.0% |

※ブロックは地方整備局の区分(新潟は北陸に含んでいる)

【資本金別階層】

| | 実数 | 構成比 |
|---------------------|-----|--------|
| 1億円以上 | 123 | 13.7% |
| 5,000万円以上 1億円未満 | 200 | 22.2% |
| 3,000万円以上 5,000万円未満 | 269 | 29.9% |
| 1,000万円以上 3,000万円未満 | 301 | 33.4% |
| 1,000万円未満 | 5 | 0.6% |
| 不明 | 2 | 0.2% |
| 計 | 900 | 100.0% |

企業の属性②

【国土交通省ランク別】

| (土木) | | | (建築) | | |
|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | 実数 | 構成比 | | 実数 | 構成比 |
| A | 9 | 1.0% | A | 14 | 1.6% |
| B | 43 | 4.8% | B | 71 | 7.9% |
| C | 529 | 58.8% | C | 223 | 24.8% |
| D | 75 | 8.3% | D | 171 | 19.0% |
| 該当なし・未回答 | 244 | 27.1% | 該当なし・未回答 | 421 | 46.8% |
| 計 | 900 | 100.0% | 計 | 900 | 100.0% |

【都道府県ランク別】

| (土木) | | | (建築) | | |
|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| | 実数 | 構成比 | | 実数 | 構成比 |
| S・A | 665 | 73.9% | S・A | 415 | 46.1% |
| B | 109 | 12.1% | B | 83 | 9.2% |
| C | 13 | 1.4% | C | 45 | 5.0% |
| D | 6 | 0.7% | D | 17 | 1.9% |
| 該当なし・未回答 | 107 | 11.9% | 該当なし・未回答 | 340 | 37.8% |
| 計 | 900 | 100.0% | 計 | 900 | 100.0% |

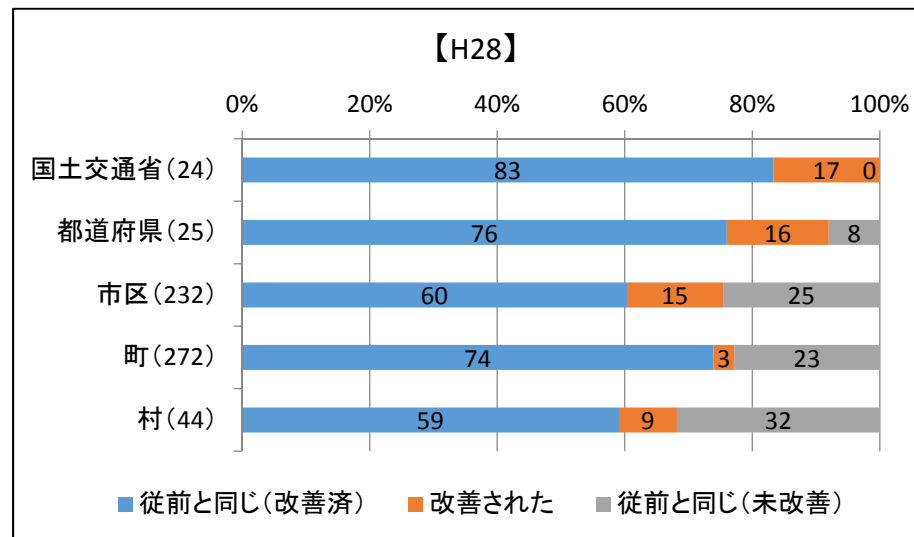
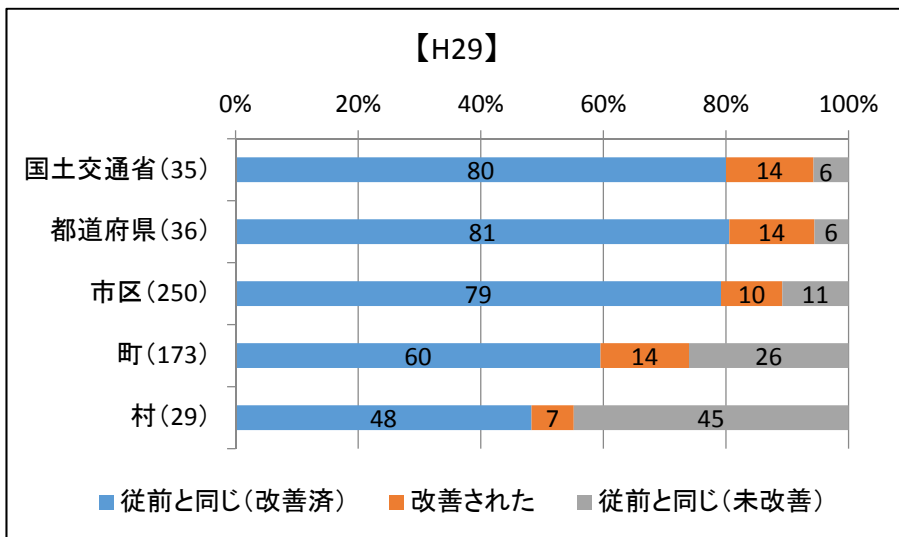
調査結果 I. 都道府県建設業協会からの回答

1. 発注見通しの公表状況

Q1 発注見通しの公表状況(頻度・公表内容など)は改善されましたか？

○国土交通省、都道府県では、「従前と同じ(改善済)」「改善された」の合計が9割超、市区でも9割弱となっている。

○一方、町村では、「未改善」の回答が一定数見られる。



(改善内容、意見等)

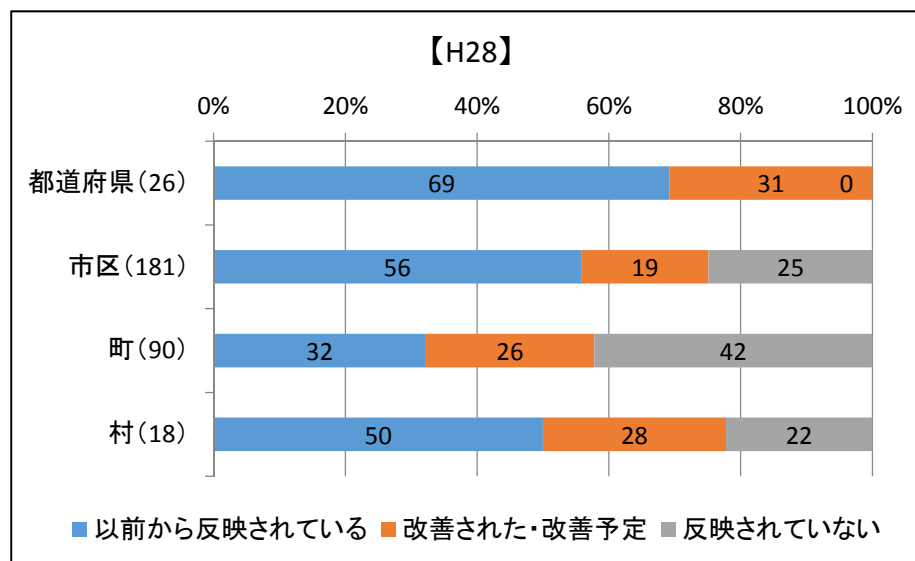
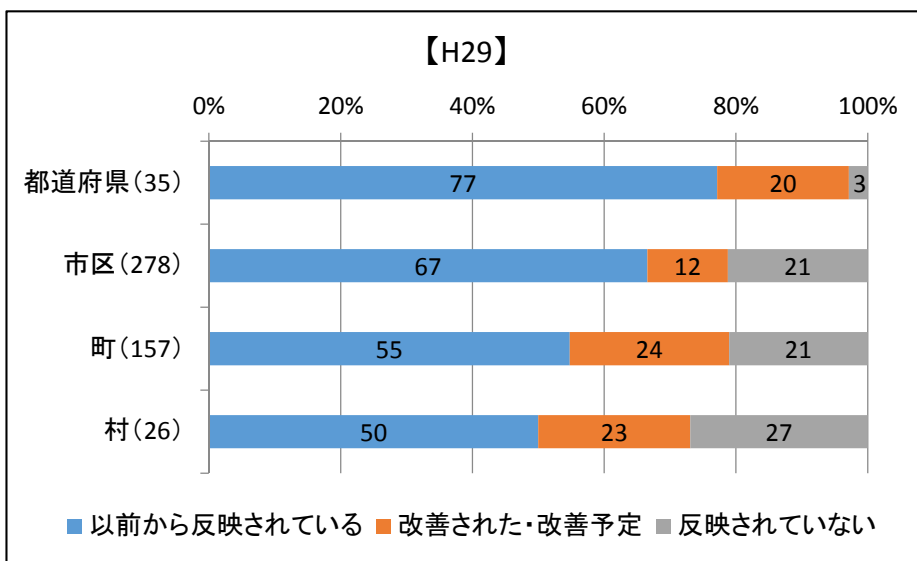
- ・(市町村)従前から年1回の公表であり、内容では概略数量が不明なうえ概算額の範囲が示されていないことから、改善が必要である。
- ・市町村の公表で、追加や入札時期の変更などがあれば、その都度更新するようにしてほしい。(補正予算等)
- ・従前から改善されているが、国・県・市で公表内容に差があるので、より精度の高いものに統一してほしい。
- ・一部市町村は、地方整備局ホームページの各発注機関の発注見通しへリンクされておらず、依然、公表していないと思われる。
- ・町においてはまだ庁舎内での文書での閲覧方式で完全に改善されているとは言えない。



2. 予定価格の状況①

Q2 最新の労務単価、資材等の実勢価格(市場単価を含む)は反映されるよう改善されましたか？

○都道府県は、「以前から反映されている」「改善された」の合計が9割超となっている。
○一方、市区町村では、「反映されていない」とする回答が2割以上となっている。



(改善内容、意見等)

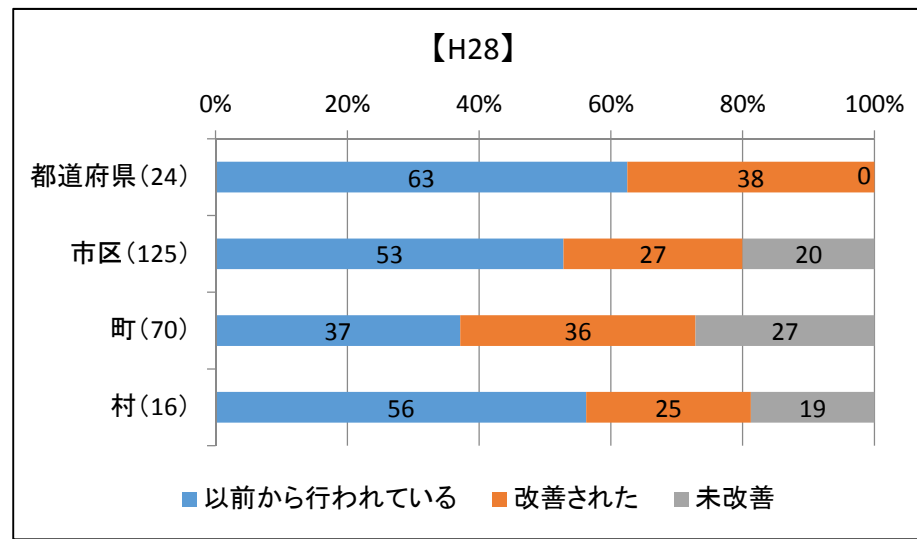
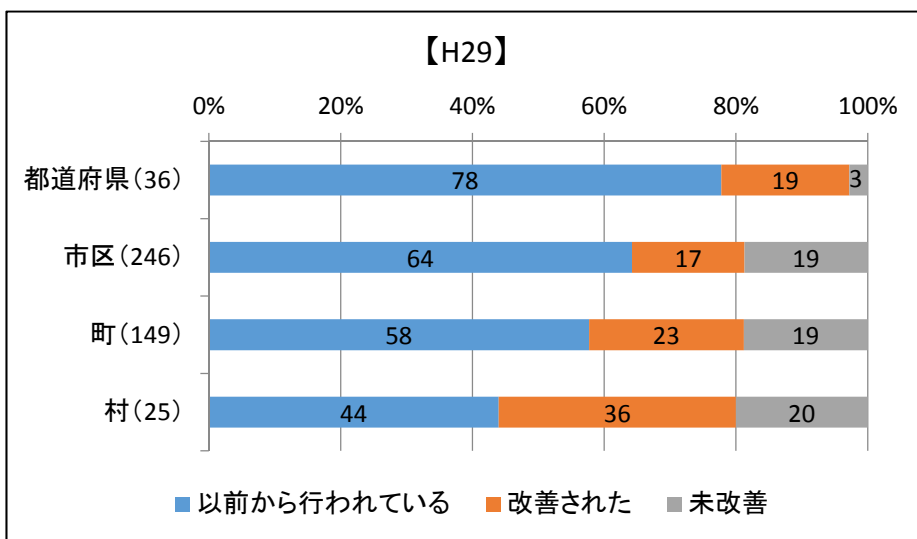
- ・単価スライド条項の対応が極めて遅いことから、実行予算の見直しが行えず資材調達先や下請との協議に支障をきたしている。
- ・労務単価については、速やかに対応していただいているが、資材単価等については、**実勢価格と開きがある**。物価版を採用しているとのことだが、現地と物価版の条件が異なっているのに、物価版を採用し安い単価で設計されてしまう。
- ・市町村においては**コンサルに丸投げ**で担当者が本当に理解しているかは不明。
- ・独立行政法人の発注(主に建築)が**全く改善されない**との意見が相変わらずある。

2. 予定価格の状況②

Q3 最新の国の積算基準に基づく見直しが適宜行われるよう改善されましたか？

○都道府県は、「以前から行われている」「行われるよう改善された」の合計が9割超となっている。

○一方、市区町村では、「未改善」とする回答が2割程度見られる。



(改善内容、意見等)

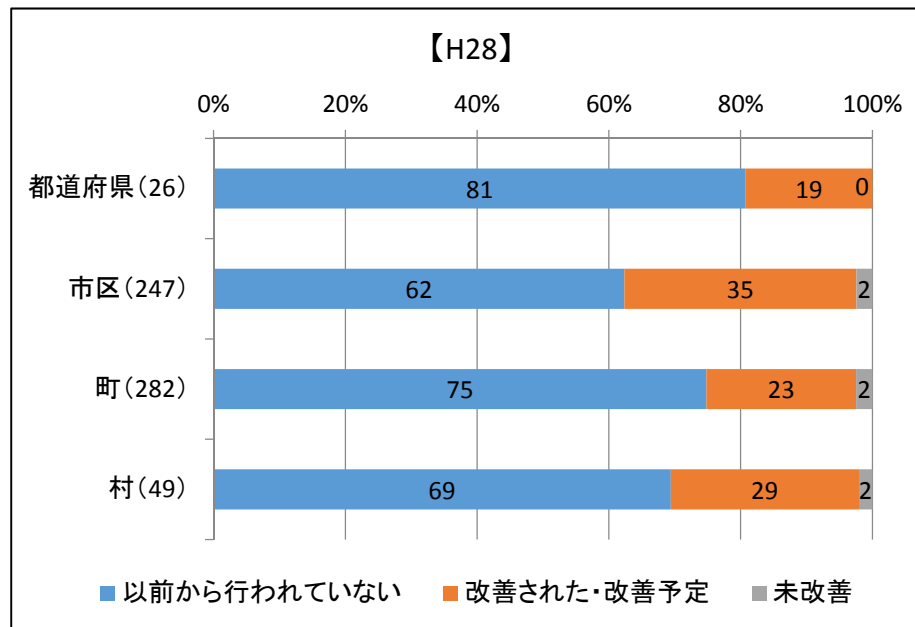
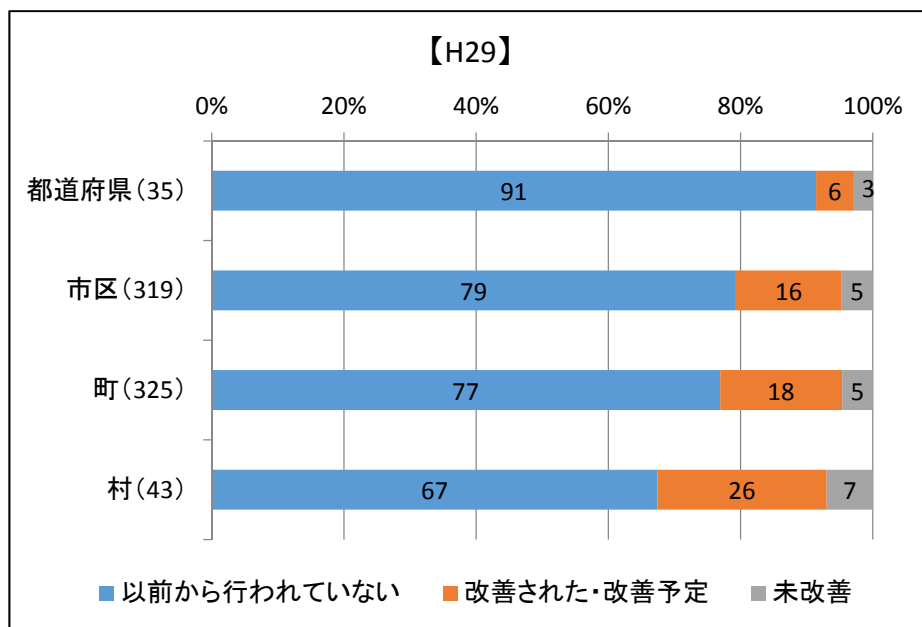
- ・交通誘導員の費用が共通仮設費から直接工事費の中に計上されるようになった。
- ・現場状況と積算歩掛かりが乖離しており、適正な利益の確保に苦慮している。
- ・施工パッケージ方式になって、施工単価が厳しくなったと感じる。



2. 予定価格の状況③

Q4 歩切りの状況はどのようになっていますか？

○都道府県、市区町村のいずれも、「未改善」とする回答が僅かに見られた。



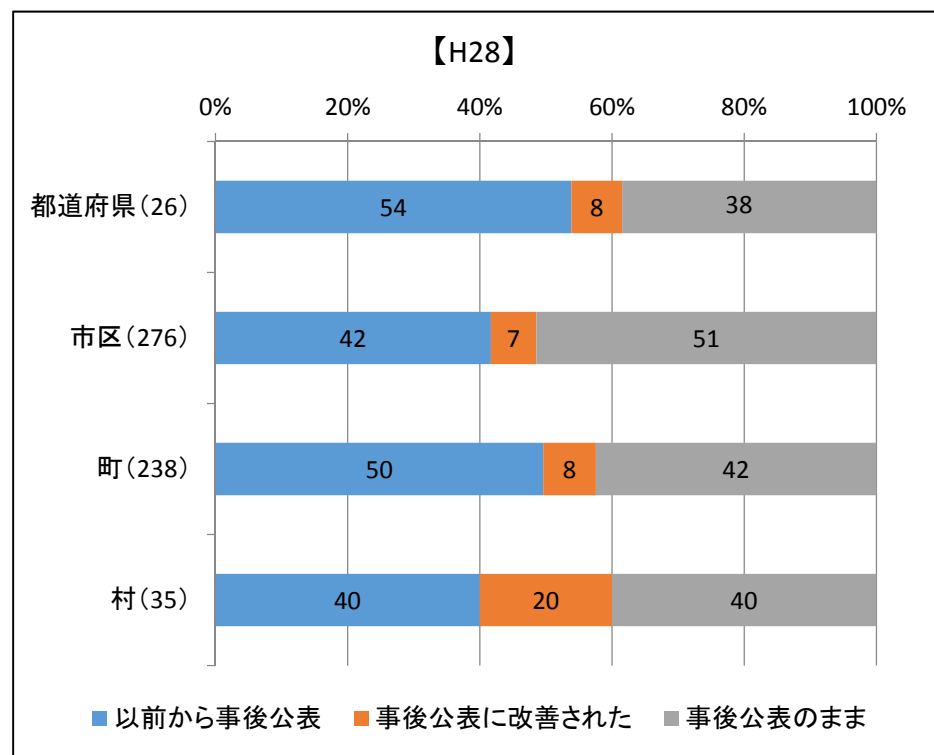
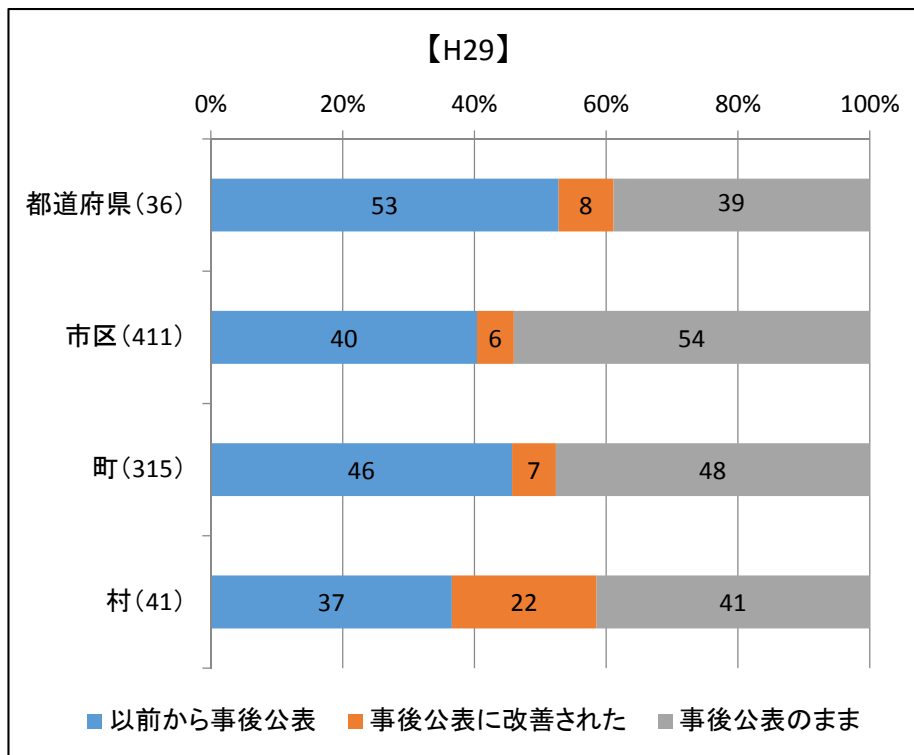
(改善内容、意見等)

・予定価格に対する歩切はなくなったが、予算に合わせるため**製品の単価を切ったり、見積りを切ったりする中身の歩切り**が行われている。特に、地方自治体は当初予算に合わせて予定価格を設定するため、**過大設計となり、積算段階で見積もりや製品価格を値切ったり、建築においては製品価格だけの計上でわざと手間賃を落としたりする。**

2. 予定価格の状況④

Q5 予定価格の公表時期はどのようになっていますか？

○都道府県は、「事後公表」の割合が全体の6割にとどまっている。
○市区町村でも、「事後公表」への切り替えは進んでいない。

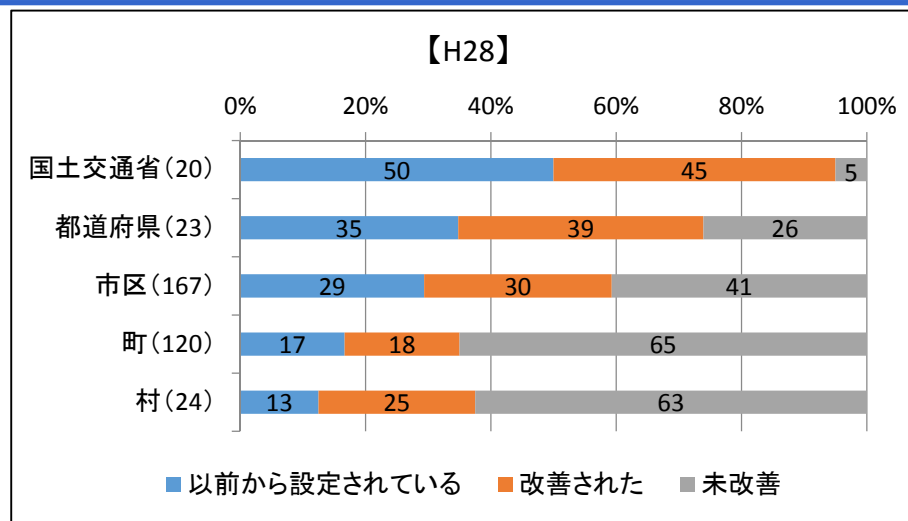
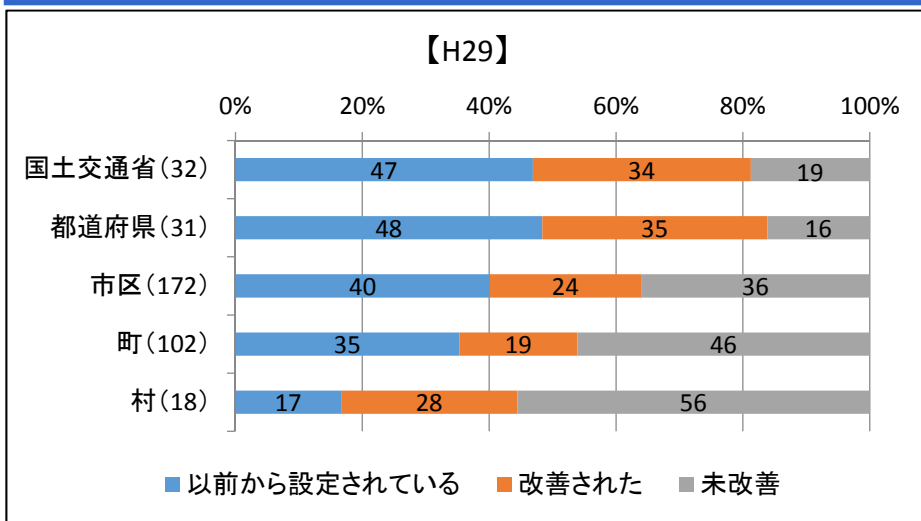


3. 工期設定について①

Q6 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？

○国土交通省、都道府県では、「以前から設定されている」「改善された」の合計が8割超となっている。

○市区町村では、依然として「未改善」とする回答が多い。



(改善内容、意見等)

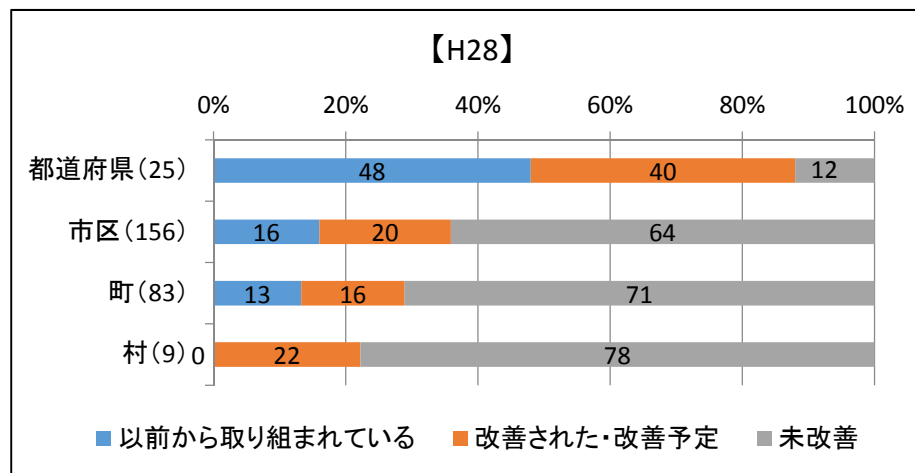
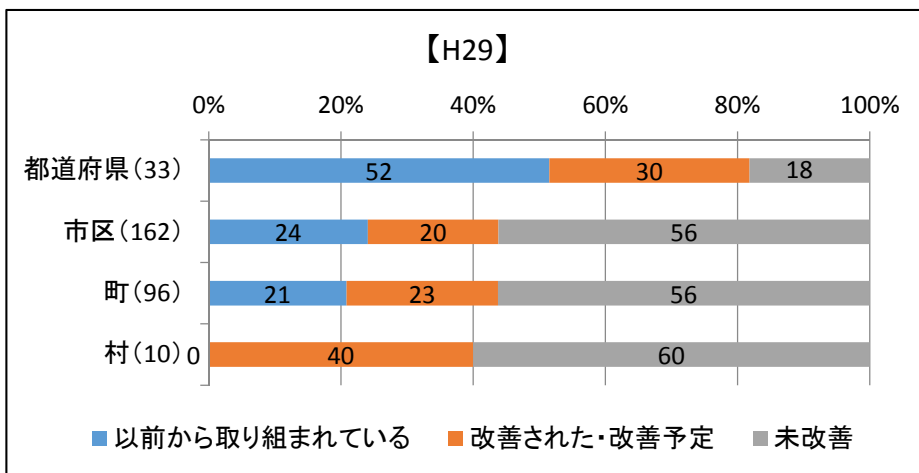
- ・現場の条件明示が不明確である。この為、工期設定期間が実情に合っていない。
- ・発注段階で、用地未買収や関係機関・地元との未調整での案件がいまだに多い。
- ・地方自治体発注の工事は補助金などの関係上、年度末工期が非常に多く、冬季豪雪がある地域では施工が困難な状態が発生する。現場の除雪については請負業者の責任であるため、経費を圧迫している。
- ・概略設計での発注を行っているが、特記仕様書等に記載されている期日が守られていない。

3. 工期設定について②

Q7 債務負担行為やゼロ債の活用などによる、発注時期や完成時期などの平準化に向けた積極的な取り組みが行われるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から取り組まれている」「取り組まれるよう改善された」の合計が8割超となっている。

○市区町村では、前年に比べ改善傾向がみられるものの、「未改善」の割合は5割以上となっている。



(改善内容、意見等)

- ・発注時期の平準化については鋭意取り組んでいただいているが、業界が希望する工事量の平準化には至っていない。
- ・地方公共団体では、まだまだ債務負担行為やゼロ債の活用には消極的である。
- ・発注時期は議会承認が必要なため、議会終了後の発注になることが多い。そのため発注が集中する。
- ・多くの市町村では、「平準化」に対して担当者の認識が薄い。
- ・改善はみられるが、発注工事の規模が一部の等級に限定され、統計的にも実感としても平準化された感じはない。

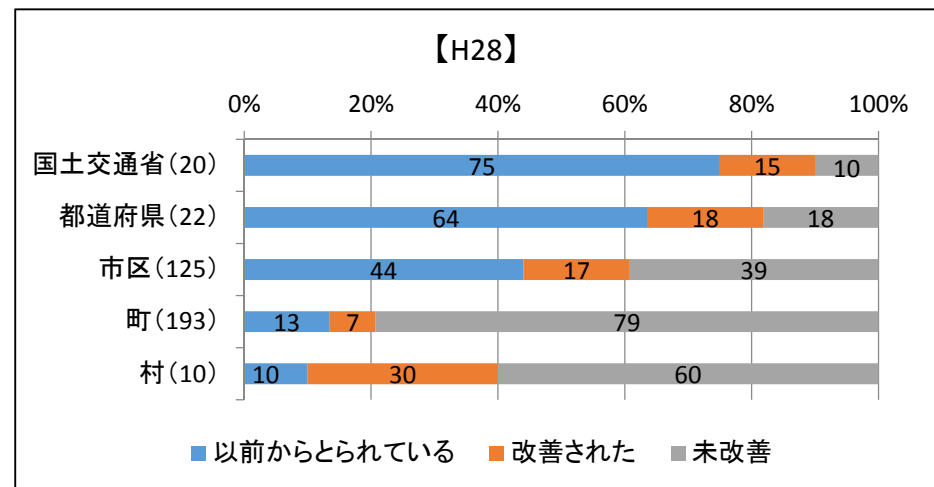
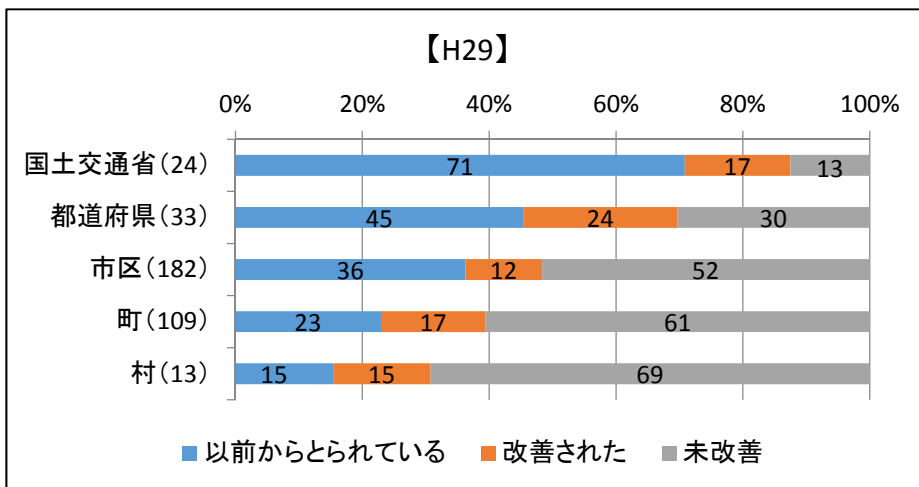
4. 入札不調・不落時の対応について

Q8 入札不調・不落時に、見積り活用方式などによる予定価格の見直しや随意契約の活用など適切な措置はとられるようになりましたか？

○国土交通省は、「以前からとられている」「改善された」の合計が9割弱となっている。

○都道府県は、実施済・改善の割合は7割となり、前年に比べ「未改善」の割合が増えている。

○市区町村は、実施済・改善の割合は5割以下にとどまっている。



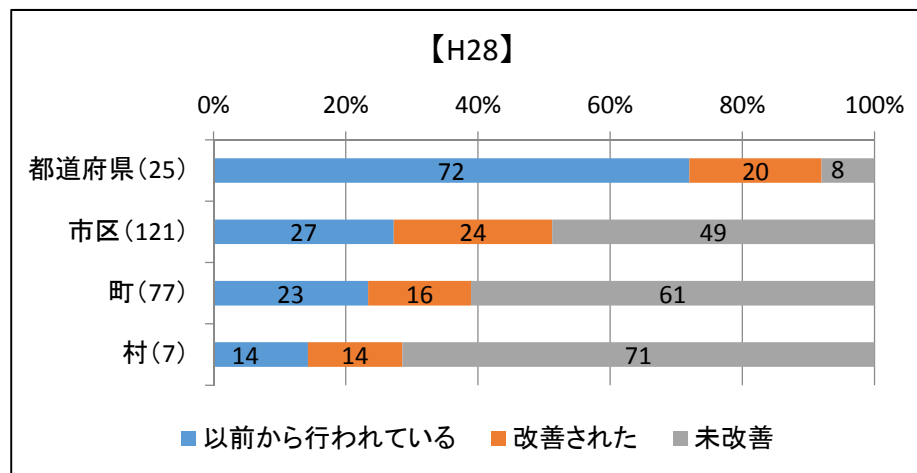
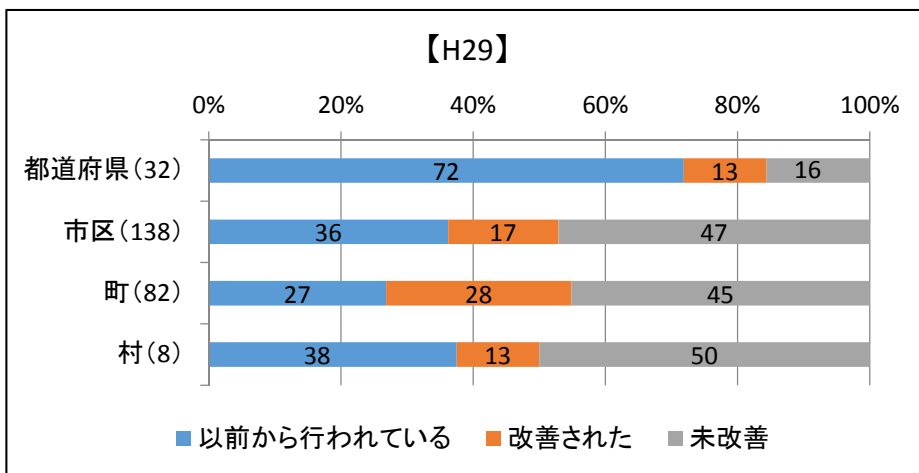
(改善内容、意見等)

- ・発注者は**限られた予算内**で積算しているため、入札不調(随意契約)の見積り合わせでは**利益の一部を減じて応札**している状況。
- ・**特殊な資材**の場合、一社納入となり、積算以上の単価でなければ購入出来ないこともある。その時点で利益が上げられないことも考慮願いたい。

5. 発注者の体制について①

Q9 入札・契約手続きや監督・検査などに係る発注者の体制が十分に整備されるような施策(職員の育成、外部支援の活用など)がとられていますか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が8割以上となっている。
 ○市区町村では、町村において前年に比べ改善の割合が増えているものの、いずれも「未改善」とする回答が約半数を占めている。



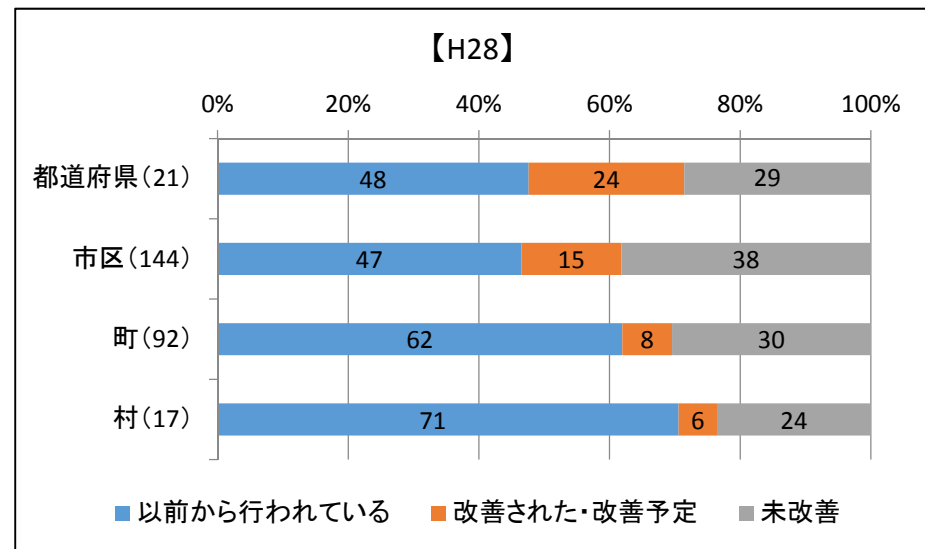
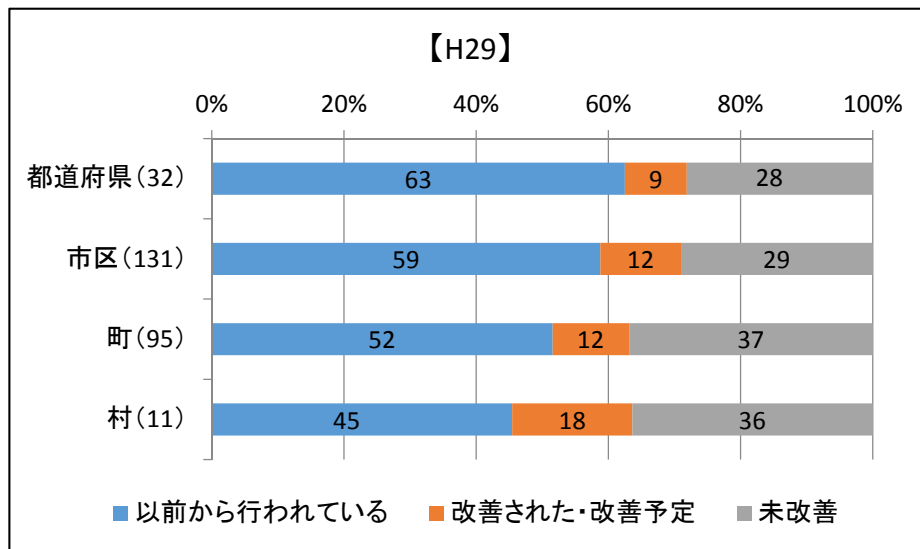
(改善内容、意見等)

- ・県建設技術センターにおいて市町村職員に対する研修を継続的に実施しており、業界側も講師派遣・プラント見学などで協力している。
- ・県等が開催する技術研修会への参加により技術力の向上は図られているものの、設計変更に係る対応は十分ではないと思われる。
- ・管理を設計事務所等に委託している工事では、打合せ回数が少ないうえに詳細な内容が発注者に伝わらないことから、判断、指示に時間を要し、工事進捗に支障をきたしている。
- ・担当者によって解釈の違いも見受けられ、統一されたものとなっていないように感じる。(特に工事検査に係る評価)

5. 発注者の体制について②

Q10 地域の発注者間で、情報交換や連絡・調整、共通課題への対応など発注関係事務の適切な実施のために連携を図るような施策がとられていますか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が7割強となっている。
○市区町村は、実施済・改善の割合は市区で7割強、町村で6割強となっている。



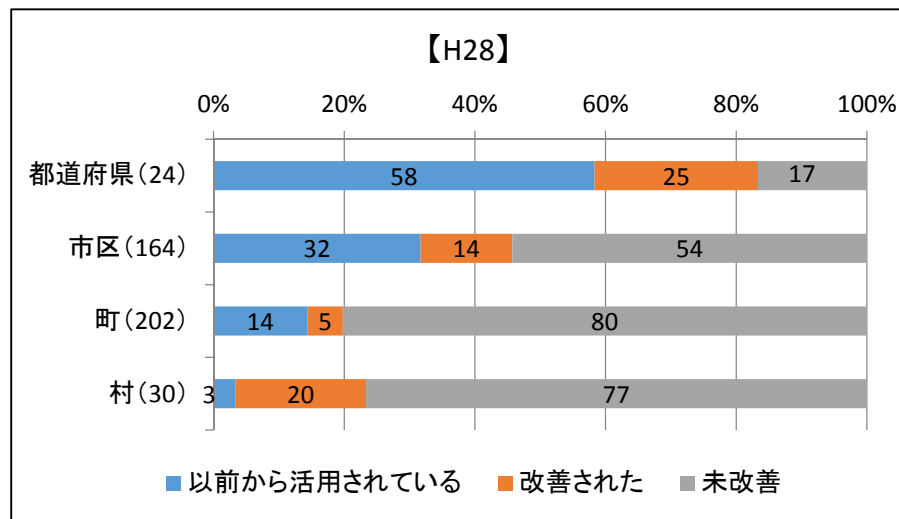
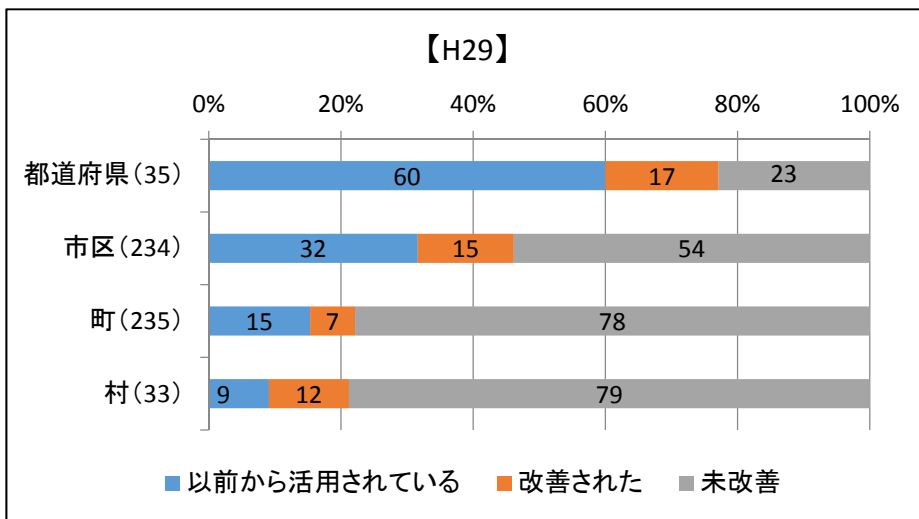
(改善内容、意見等)

- ・発注者協議会等は以前から開催されているが、県から市町に指示はできないので、具体の改善が進まない。
- ・今後の発注量は一時期に比べ減少していくが、事業量に関わらず発注者間の情報交換や連携は、より緊密に実施していくべきである。

6. 適切な入札契約方式の選択・活用について

Q11 工事の性格や地域の実情、発注体制などを踏まえた、適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から活用されている」「改善された」の合計が8割弱となっている。
○一方、市区町村では、未改善の割合が依然として高い。



(改善内容、意見等)

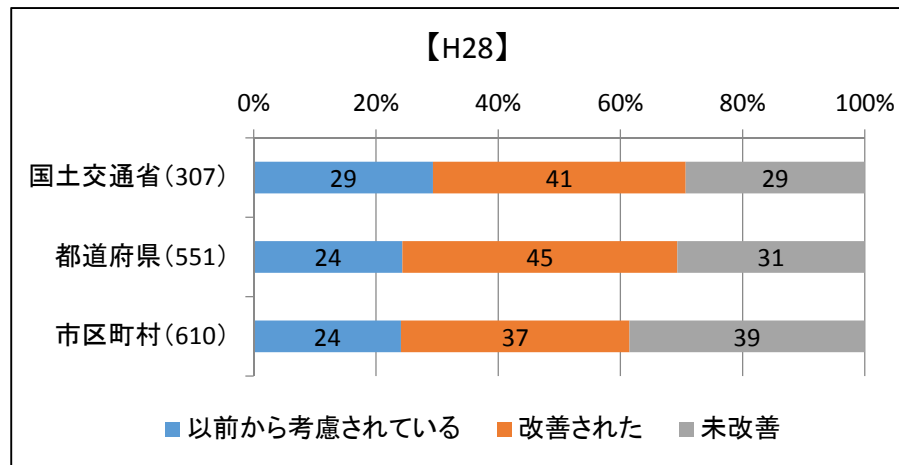
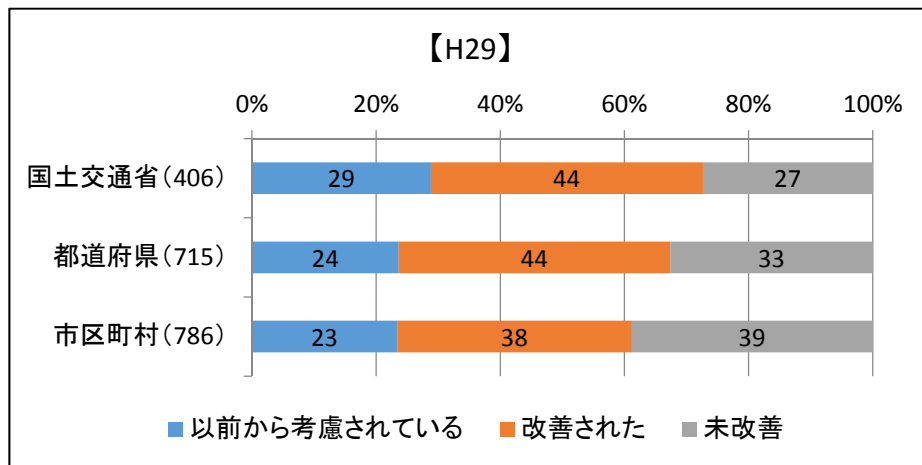
- ・女性や若手技術者の活用を求める工事の発注が増加した。
- ・山間での災害は崩落が多く、風雨の中除却作業をしても法面の工事が発注されると、苦勞した会社は指名に入れないことが多い。社員に風雨、積雪の中で出勤させ一般住民の通勤、通学を確保している苦勞は実らず、社員も出勤しても後の仕事に参加出来ないのでは、と疑問を持つ者も増えている。
- ・建設工事(特に舗装工事)の入札において、**くじ引き**が多く発生し、来年改善予定。

調査結果 II. 会員企業からの回答

1. 運用指針の運用状況について(工期設定)

Q1 現場の諸条件などを踏まえた、適切な工期が設定されるようになりましたか？

○国土交通省は、「以前から考慮されている」「改善された」の合計が7割強、都道府県で7割弱、市区町村で6割となり、前年とほぼ変わらない状況。



(改善内容、意見等)

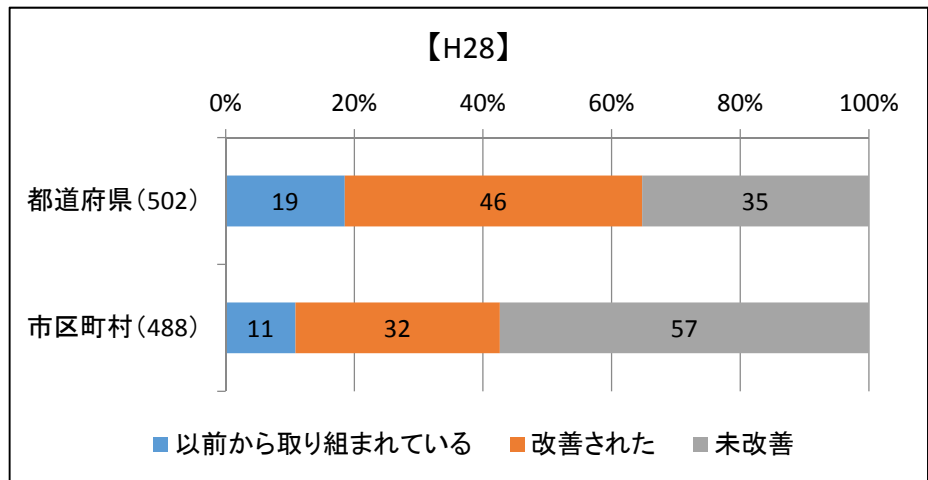
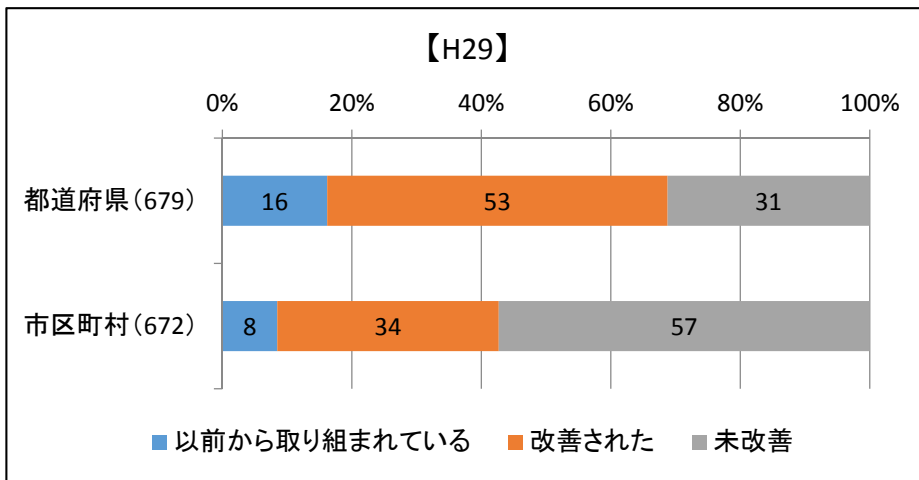
- ・**現地調査が不十分**なため、設計変更や工法変更等が発生し工期が大幅に伸びてしまうことが多々ある。その場合、工事のボリュームが増えない限り、現場の経費が大幅に嵩んでしまい必ず経費倒れになる。
- ・すぐに工事が施工できないのに発注したり、工事が完了しても発注者の変更作業を間に合わせるために工期延期を行っている。
- ・同一の施工工区内にて同時複数発注がなされた場合(地下・地上)、地上部施工者が最後尾となり着手が遅延するケースが発生する。
- ・市において**夏休み工事(建築)**において、お盆も休めない状況が10年以上続いている。

1. 運用指針の運用状況について(平準化の取組み)

Q2 債務負担行為やゼロ債の活用などによる、発注時期や完成時期などの平準化に向けた積極的な取組みが行われるようになりましたか？

○都道府県は、「以前から行われている」「改善された」の合計が7割弱となり、前年に比べ僅かに改善傾向。

○市区町村は、前年同様、実施済・改善の割合は4割強にとどまっている。



(改善内容、意見等)

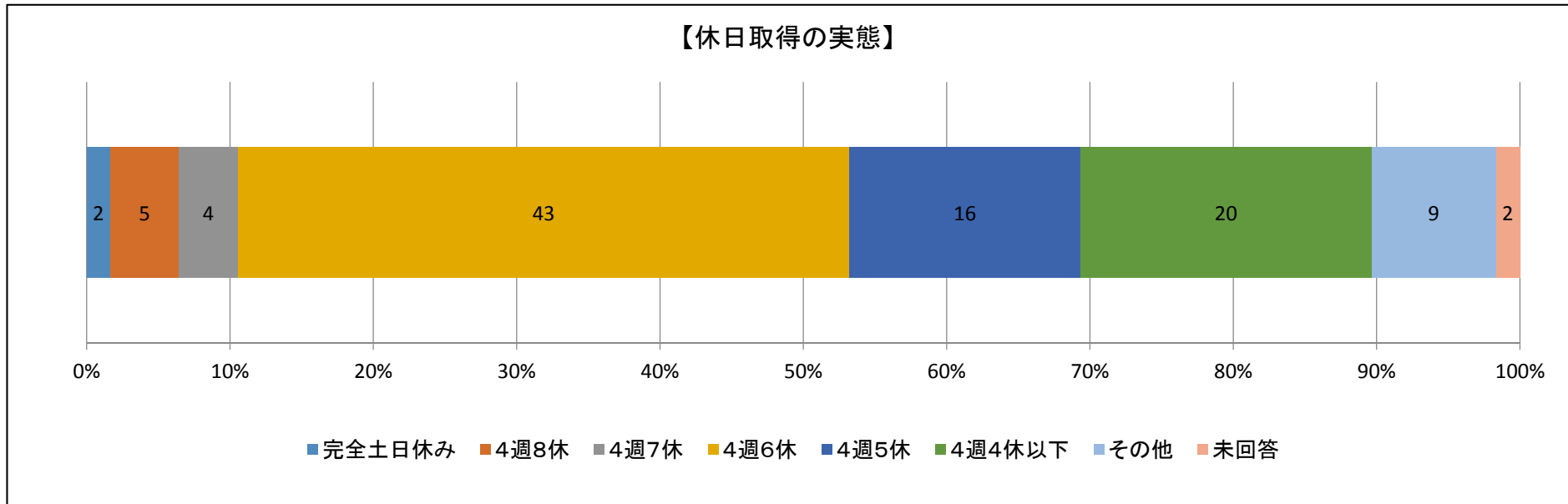
- ・県においては早期発注工事が増加しているが、市町村工事はそこまでいっていない。
- ・ゼロ債で早期に発注され契約してはいるが、概略発注・設計見直し・協議の未了で着工出来ず、職員が拘束されている工事がある。
- ・フレックス工期、現場の兼任制度をもっと促進してほしい。
- ・フレックス工期はありがたい。特に下半期から年度末にかけて繰り越しも視野に入れた中で発注していただきたい。
- ・自治体については、依然無理な年度末工期が多い。当初より翌債や繰越しを利用した適正な工期設定への改善を要望する。

1. 運用指針の運用状況について(その他／休日について)

Q3 国では、適正な工期設定、施工時期の平準化、ICTの活用等の取組を通じて休日拡大を目指すこととしていますが、貴社の建設現場における基本的な休日取得の実態についてお聞かせください。

○現場の休日の実態を見ると、「4週6休」以上が5割超あり、「土日休み」または「4週8休」を実施しているのは全体の7%。なお、「4週4休以下」は全体の2割。

○「その他」の回答は、変形労働時間制、年間休日設定など。

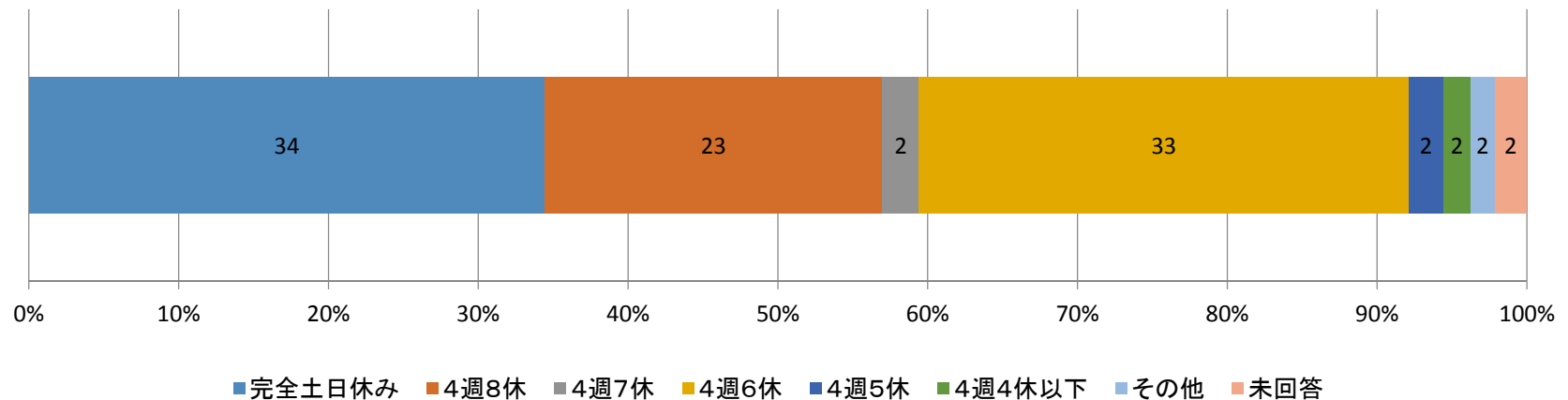


1. 運用指針の運用状況について(その他／休日について)

Q4 建設現場における望ましい休日のあり方についてお聞かせください。

○全体の5割以上が「土日休み」または「4週8休」が望ましいとしている。一方、「4週6休」を望む声も3割以上ある。

【望ましい休日のあり方】



1. 運用指針の運用状況について(その他／休日について)

◆休日のあり方について(自由意見)

- 若者の入職促進・定着には完全週休2日への移行が必須。若い世代は子供の頃から土日休みが当たり前で、建設業に就職した際のギャップも大きい。
- ただでさえ敬遠されがちな建設業においては、他業種と同等かそれ以上の好条件にすべき。また、適切な休養が現場の安全に繋がる。
- 高校生との意見交換では、休みと給料の質問に対し「高い給料より完全土日休みが良い」とする答えが多い。
- 天候に左右される、また、地域毎、現場毎に施工条件・環境が異なるため、土日固定でなく柔軟な運用、工事単位等にするなど制度面からの見直しが必要。
- 月給制と日給制が混在している会社では、日給を優先するため休日が少なくなる。
- 専門工事部門では、県外等で宿泊付で施工する機会が多いが、そこでは早く工事を終わらせて長期休暇や移動したほうが良いという意見がほとんど。現場の従事者にはメリットばかりではなく、最終的に下請会社にしわ寄せがいく。
- 気象海象、地域性等から適切な施工時期を逃してしまう恐れがある(梅雨、台風、積雪、農繁期、出水期、等)。よって、休日を増やすと時間外労働(休日出勤)が増える結果になる。
- 完全土日休みが理想だが、現実的でない。まずは4週6休から徐々に増やして行くのが良い。
- 天候に左右され平日施工が出来ない場合があるため、曜日を指定しない、平日の代休を含めた4週8休が適当。

◆休日拡大における課題・問題点等について(自由意見)

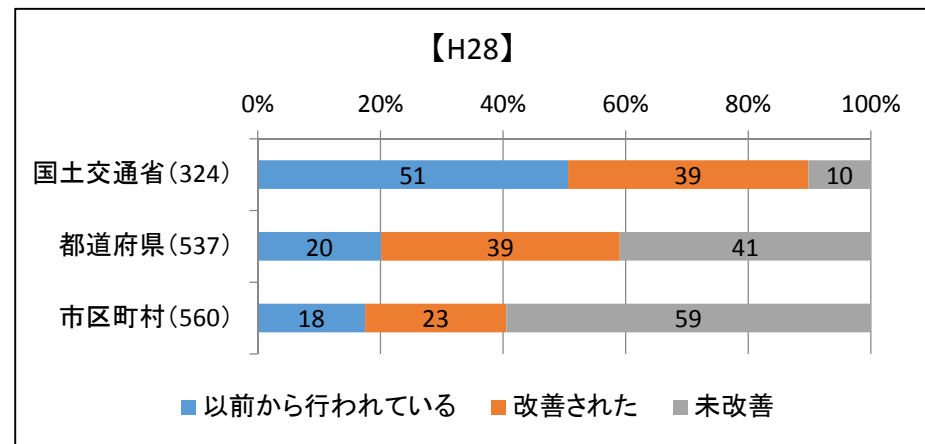
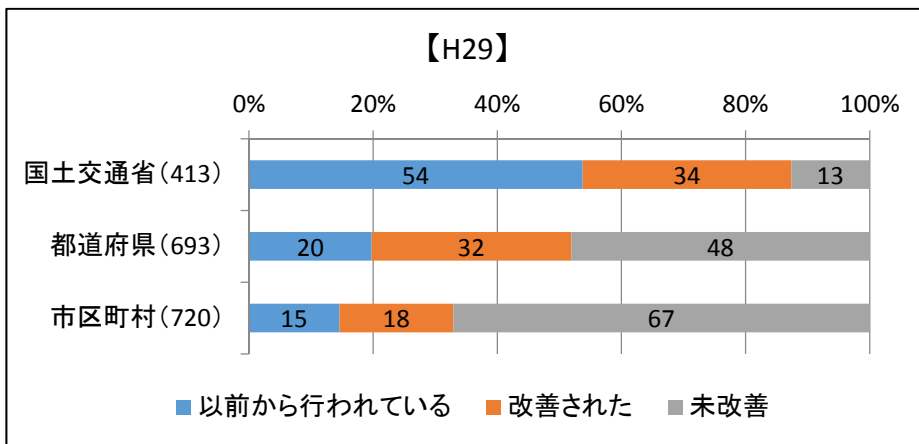
- 休日増に対応した適切な工期設定、これに見合う諸経費率、歩掛り、労務単価の見直しが不可欠。併せて、発注平準化と書類の簡素化。
- 公共工事だけ週休2日を導入しても、民間工事では経済的観点から工期短縮を要求される。発注者側の理解、且つ強制的な指導・監視が必要。
- 建設業界全体で取り組まないと、価格競争において著しい格差が生まれる。受注競争が厳しい中では、休日拡大の取組みも二の次になってしまう。
- 下請、現場作業員は日給制や日給月給制が多く、休みの分だけ手取りが減るため、土曜日は働かせて欲しいとの要望が必ずある。月給制など安定収入が得られるようにしなければ、今いる作業員が離れてしまう。ただし、仕事が進まないのに給与を払うことになれば、現場の利益が減ることになる。
- 休日増加⇒稼働日数減少⇒賃金低下。生産性を向上させなければ賃金水準は維持できない。
- 天候に左右される一般土木工事では、休日作業が必要になるが、現場代理人と主任技術者が兼務の場合、工事終了まで代休も取れないのが現状。
- 技術者は提出書類作成に日々追われており、休日拡大には、抜本的な提出書類の簡素化が必要。今のまま「休め」と言えば仕事を持ち帰るだけ。
- 現場条件にあった休日への取組がある。発注前の一元的な工期設定だけでは難しく、受注後の柔軟な対応が必要。

1. 運用指針の運用状況について(三者会議など)

Q5 三者会議(発注者、施工者、設計者)などの活用により、受発注者間での情報共有は行われていますか？

○国土交通省は、「以前から行われている」「改善された」の合計が約9割を占める。

○都道府県、市区町村では、「未改善」の割合が依然として高く、特に市区町村では全体の約7割が「未改善」としている。



(改善内容、意見等)

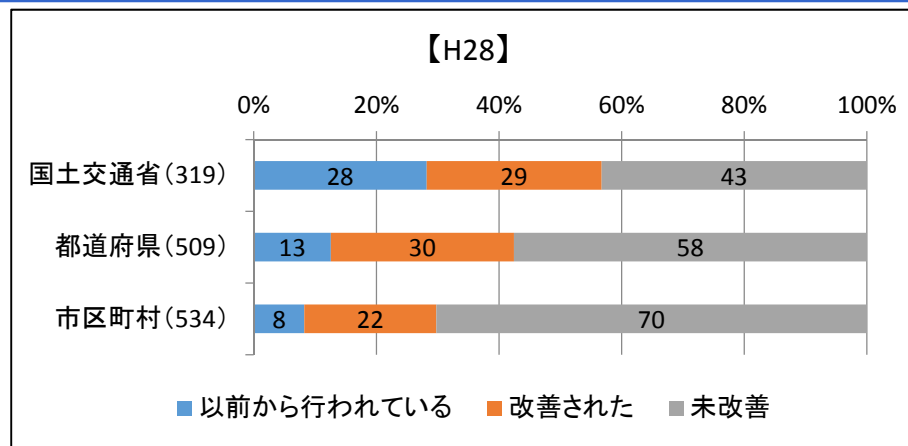
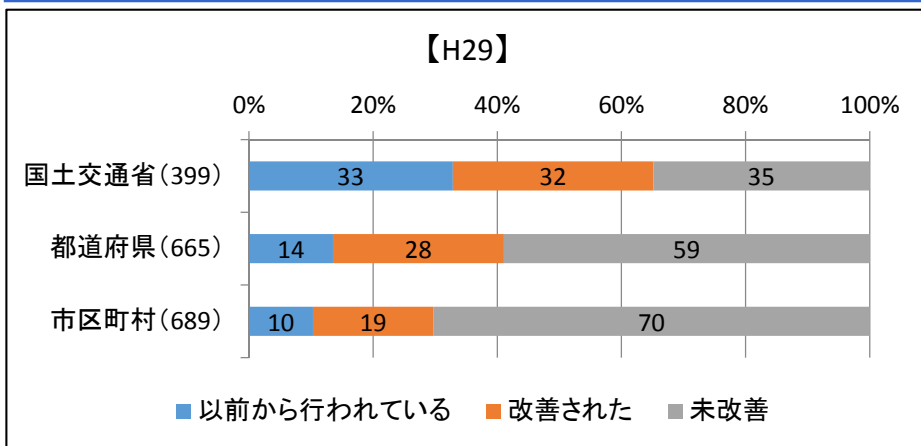
- ・受注者から**要望した場合**や発注者から指定された**難易度が高い工事**は開催されている。
- ・三者会議は**義務化すべき**と思う。施工前に発注者の考えや設計意図を施工者が十分理解した上で工事に取り組むことが大切。
- ・三者会議は、1回でなく**受注者の要請で数回出来れば**現場での疑問点の解決が出来ると思う。
- ・県・市町村レベルでも大型工事、難易度の高い工事では三者会議を実施し、現場推進をスムーズにしてほしい。
- ・発注時に現場と図面の整合性がとれていない現場が多く、請負業者が起工測量で、まるっきり図面を描き直すことが多い。明らかに現場と図面の整合性がなかったら、コンサルタントに図面を作り直してもらうのがよい。或いは三者にて相談、協議できるようにしたい。

1. 運用指針の運用状況について(ワンデーレスポンスなど)

Q6 ワンデーレスポンスなどの活用により、迅速な対応が行われていますか？

○国土交通省は、「以前から行われている」「改善された」の合計は6割以上。

○一方、都道府県、市区町村では、実施済・改善の割合が都道府県で4割、市区町村では3割にとどまり、「未改善」の割合が依然として高い。



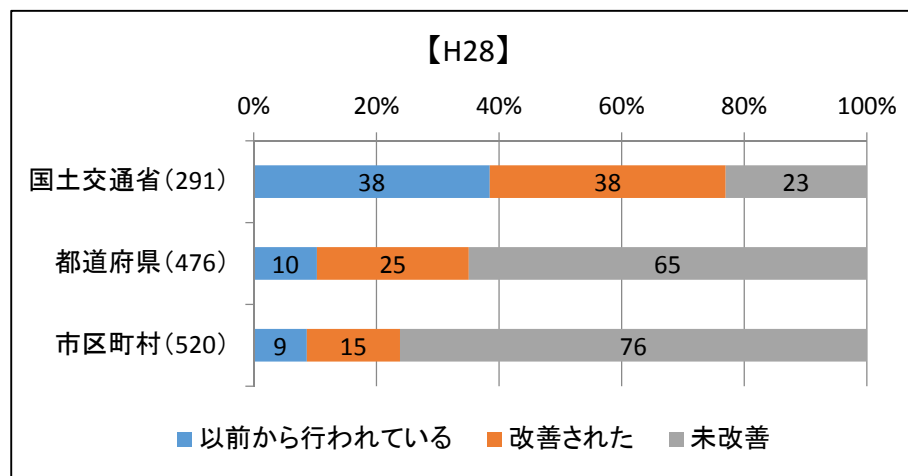
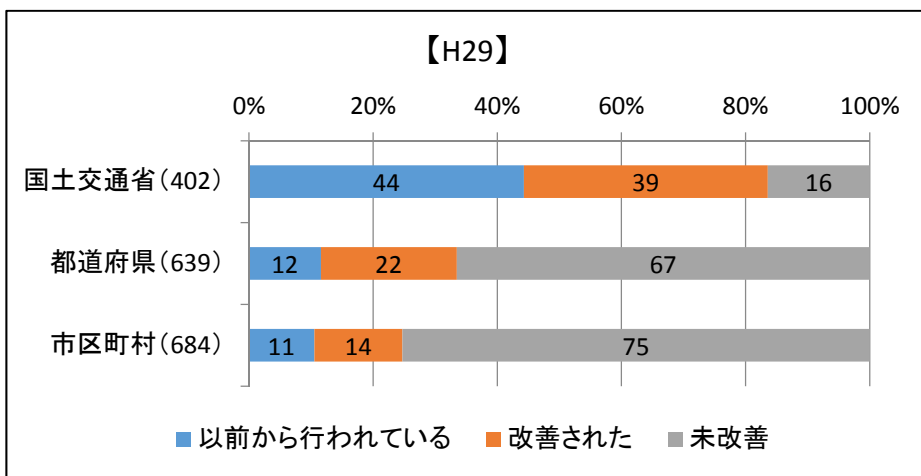
(改善内容、意見等)

- ・概ね意識されてきているが、対応については**監督員・担当者**によるところが大きい。
- ・設計変更等の重要な事象がワンデーレスポンスに該当するとは思わないが、せめて期限等は明示して欲しい。
- ・迅速な対応ができるものとできないものがある。あらかじめ三者協議ができていれば変更及び協議等が早くできると思われる。
- ・県工事では、コンサルの**発注者支援員**が現場を担当するケースが多く対応が遅い。
- ・特記仕様書にはワンデーレスポンスが明示されているものの、実際は早期決定がなされていない。

1. 運用指針の運用状況について(設計変更審査会など)

Q7 設計変更手続きの迅速化、透明性の確保などのために、受発注者が集まり協議する会議(設計変更審査会など)は行われていますか？

○国土交通省は、「以前から行われている」「改善された」の合計が8割以上を占める。
 ○都道府県、市区町村は、ともに実施済・改善の割合は3割前後にとどまり、「未改善」の割合が依然として高い。



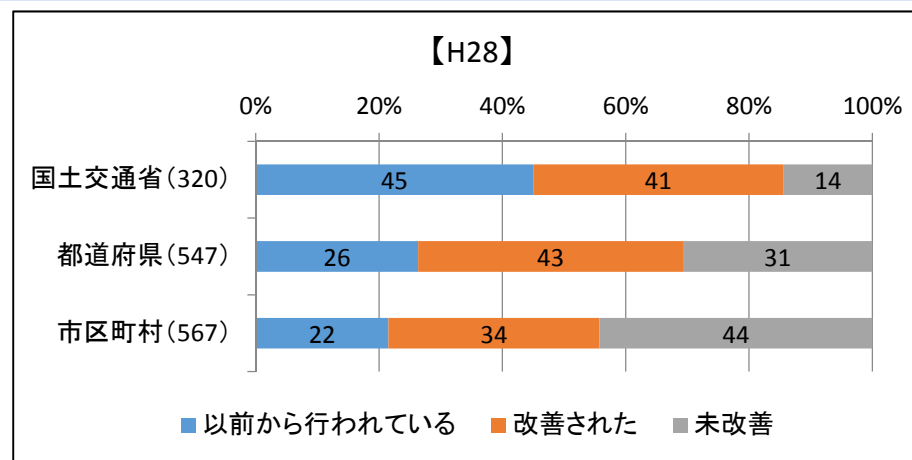
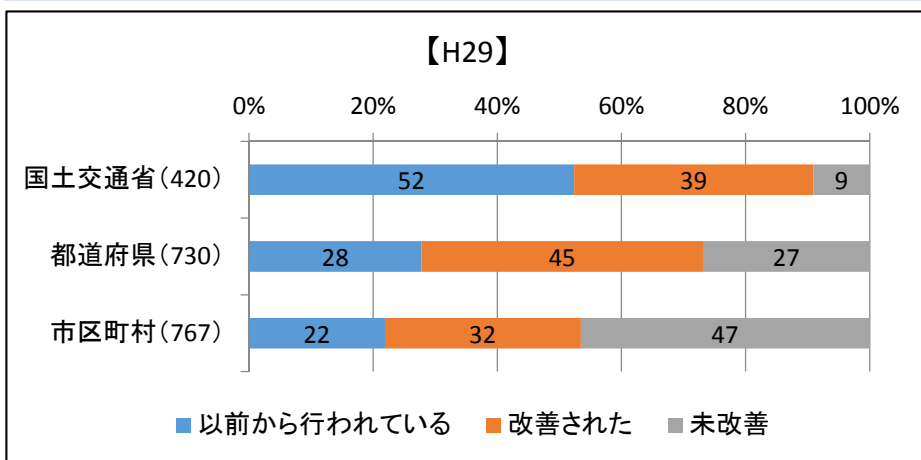
(改善内容、意見等)

- ・設計変更審査会の開催は指示書等で増工になるたびに何度でも行える体制にしてほしい。
- ・国土交通省では実施されているが、県・市町村では、一方的に変更金額が提示され変更契約を行っているのが現状。
- ・設計変更の協議の為の会議は少なく、ほとんどが、担当者間のみの協議となっている。
- ・国交省の場合は設計変更審査会が実施されているが、その審査に必要な書類を作成するため多くの手間や時間を要する。
- ・県との意見交換会において、「今後、設計変更審査会などを活用していく」との意見が示された。

1. 運用指針の運用状況について(必要な契約変更の実施)

Q8 施工条件の変化などに伴う、必要な変更契約が行われていますか？

○国土交通省は、「以前から行われている」「改善された」の合計が9割を占める。
 ○都道府県で7割、市区町村で5割が実施・改善済としているが、依然として「未改善」の割合が一定数見られる。



(改善内容、意見等)

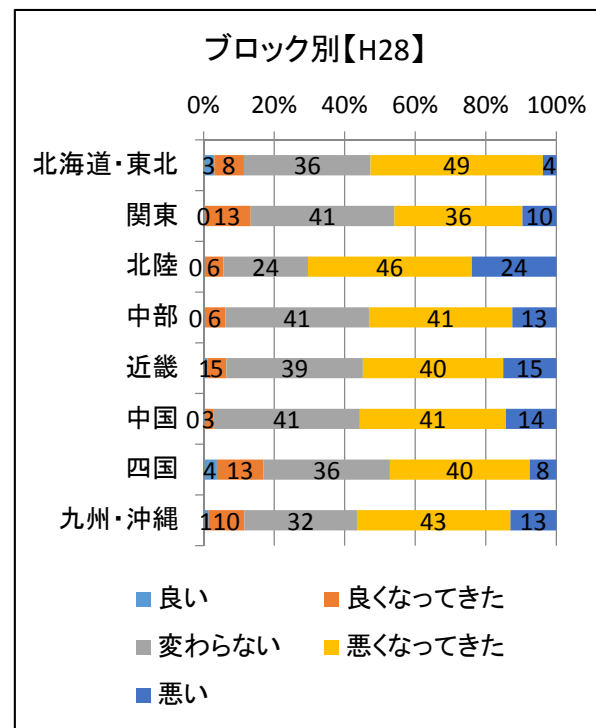
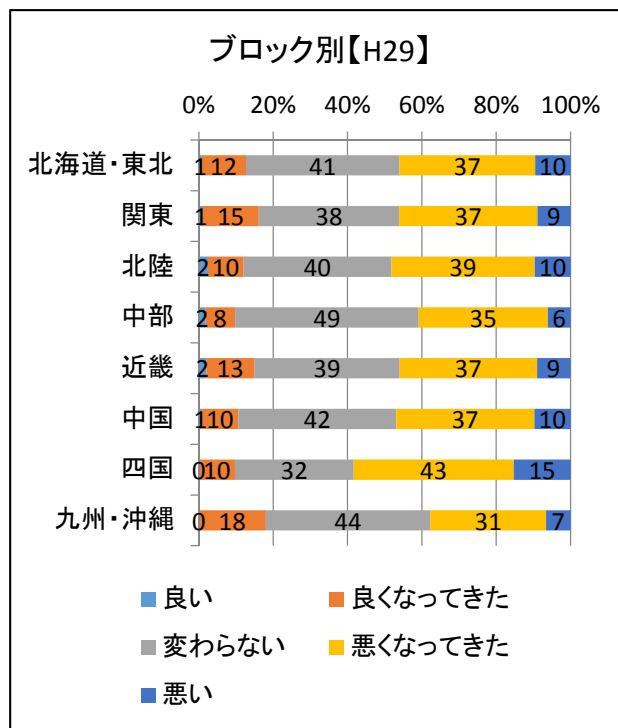
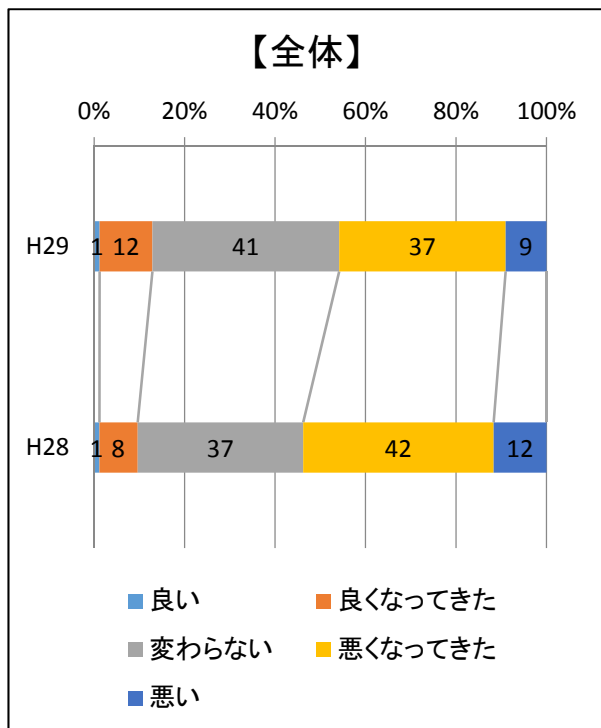
- ・国に準拠したガイドラインが策定されたが、運用についてはまだうまく浸透していない。
- ・国、県同様に市町村も変更に関するガイドラインの作成が必要である。
- ・設計変更ガイドラインの整備は進んでいると感じる。ガイドラインがないと受注者から訴求する事が難しいため義務化して欲しい。
- ・変更契約ガイドラインが作成されているが、一部中止期間の取り扱いが曖昧なため、業者の休止期間の費用が改善されていない。
- ・必要な契約変更説明資料の作成に相当な労力を要する。この点は、以前から何も変わらない。
- ・積算のために徴収した見積もり価格に根拠なく割引率を掛けるなど、実質的な歩切りが行われている。
- ・予算内での変更しか認められない。オーバーしたものに関しては業者の企業努力とされる。

2. 会員企業の現況(受注状況)

Q9 平成28年度の同時期に比べて、受注の状況はどのようになっていますか？

○全体で見ると、前年に比べ「良い」「良くなってきた」とする割合が微増し、合計で1割強であるのに対し、「悪い」「悪くなってきた」とする割合は、若干減少したとはいえ、5割弱となっている。

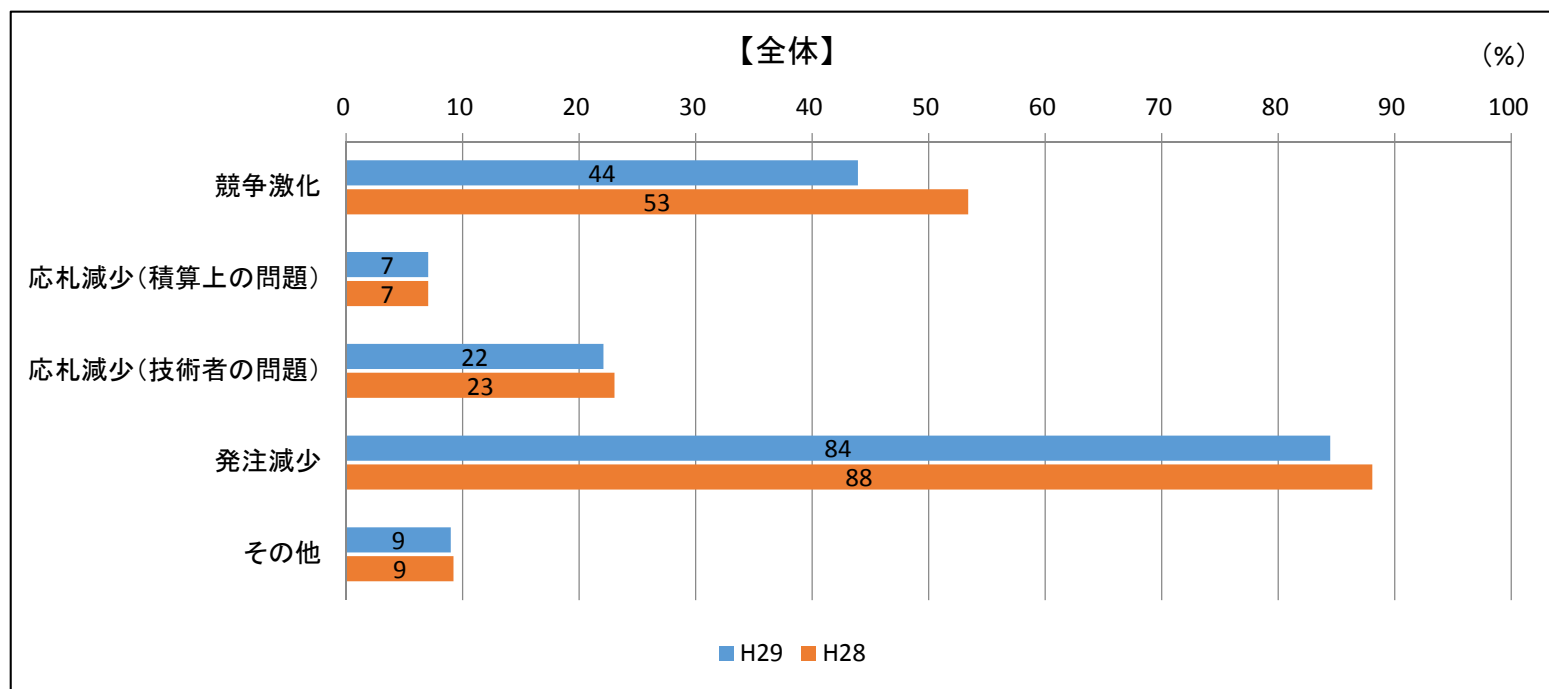
○ブロック別では、特に四国で「悪い」「悪くなってきた」とする回答が6割弱となっている。



2. 会員企業の現況(受注の悪化要因)

Q10 受注の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○受注悪化の要因については、前年と比較して全般的な傾向に変わりはなく、「発注減少」が最も多く、悪化している企業の88%が挙げている。次いで「競争激化」が前年より9ポイント上昇し、53%となっている。

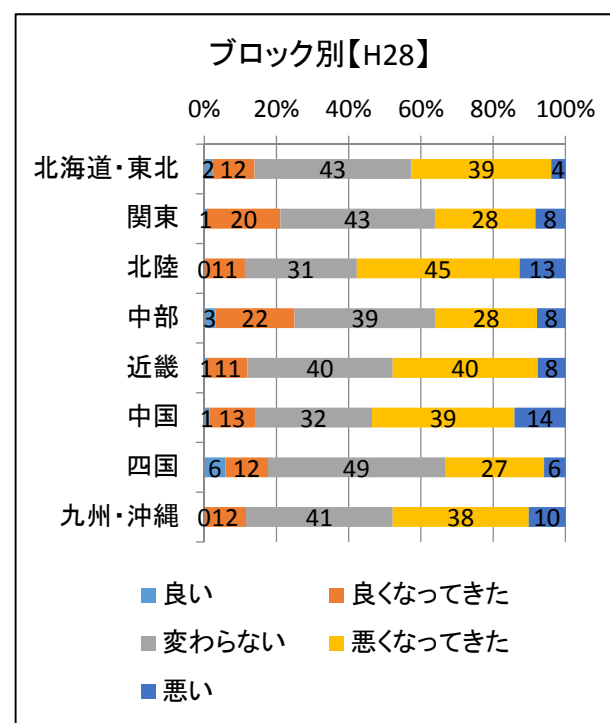
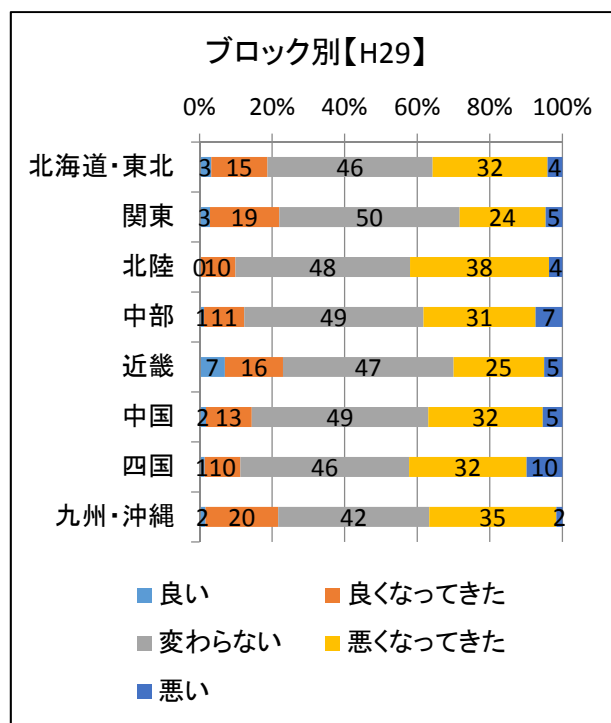
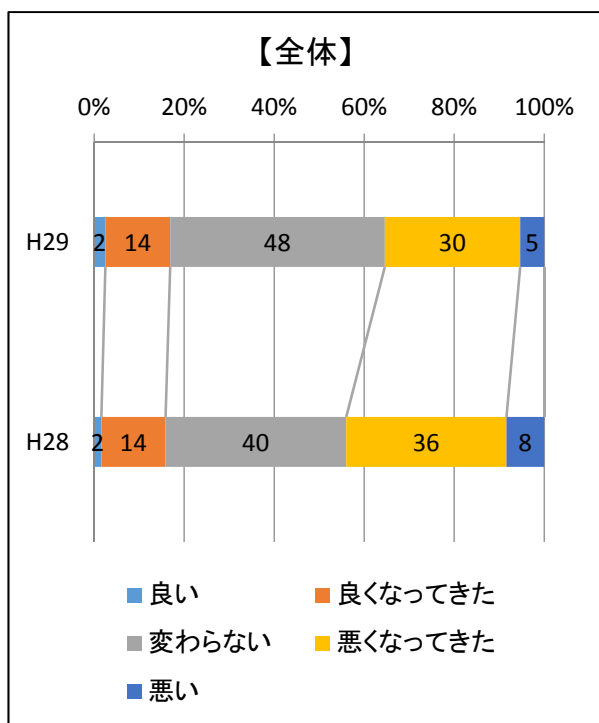


2. 会員企業の現況(利益の状況)

Q11 前期決算と比べて、利益の状況はどのようになっていますか？

○全体で見ると、前年と比べ「良い」「良くなってきた」とする割合は変わらず、合計で16%。一方、「悪い」「悪くなってきた」とする割合は9ポイント縮小しているものの依然として3割以上となっている。

○ブロック別では、四国でやや悪化傾向が見られる。

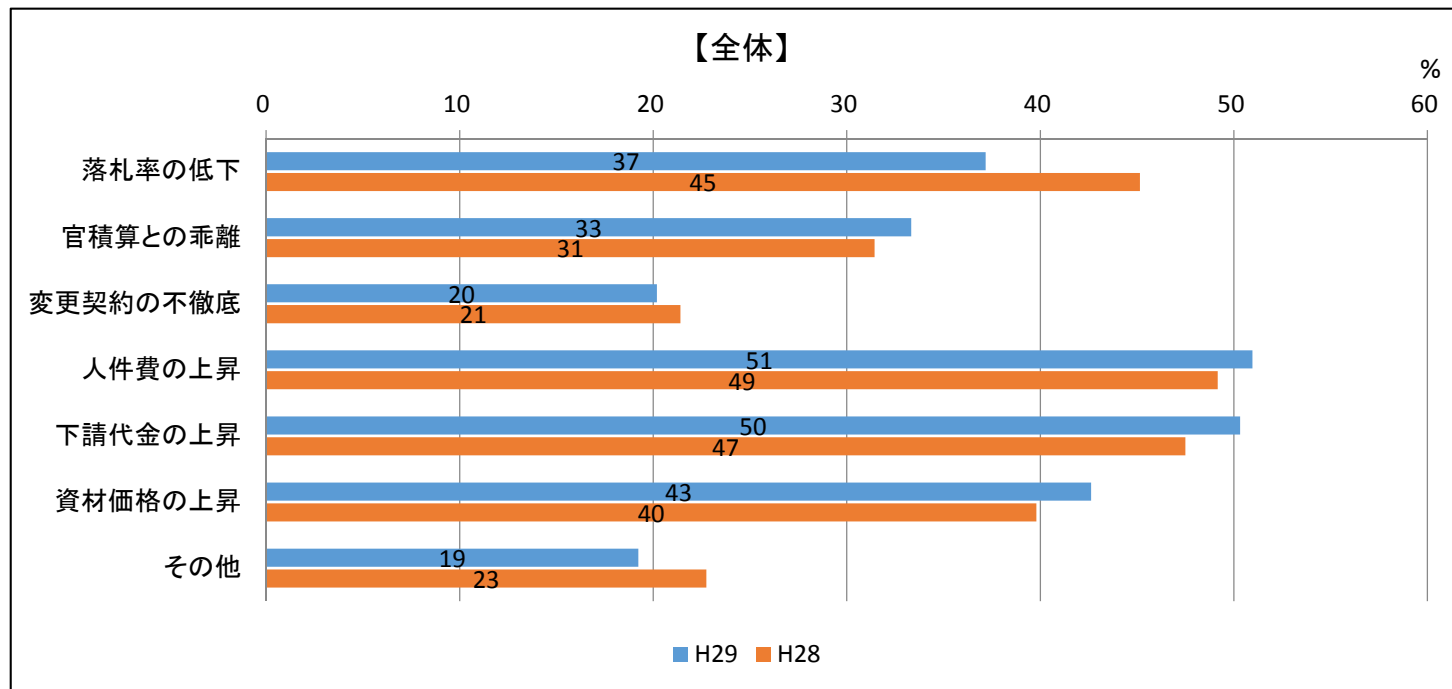


2. 会員企業の現況(利益の悪化要因)

Q12 利益の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○利益状況の悪化要因については、多い順に「人件費の上昇」、「下請代金の上昇」、「資材価格の上昇」となっている。

○前年に比べ、「落札率の低下」を挙げる声が減少、人件費、下請代金等の上昇を挙げる声が増えている。

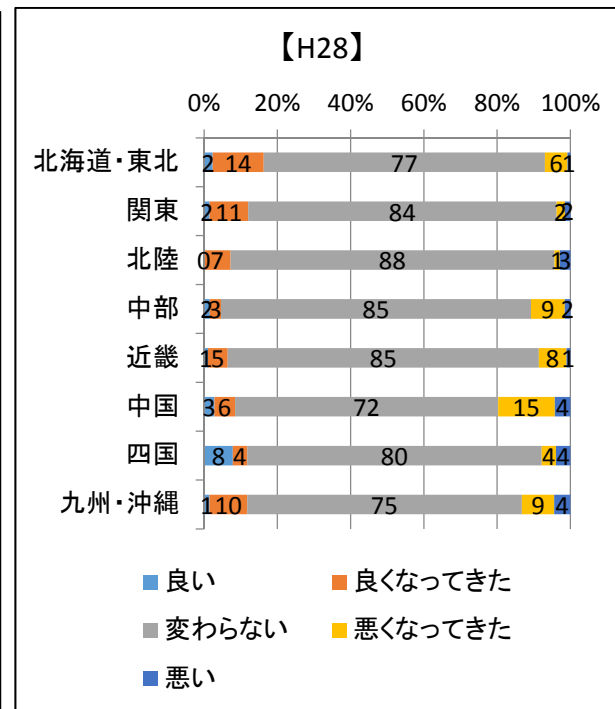
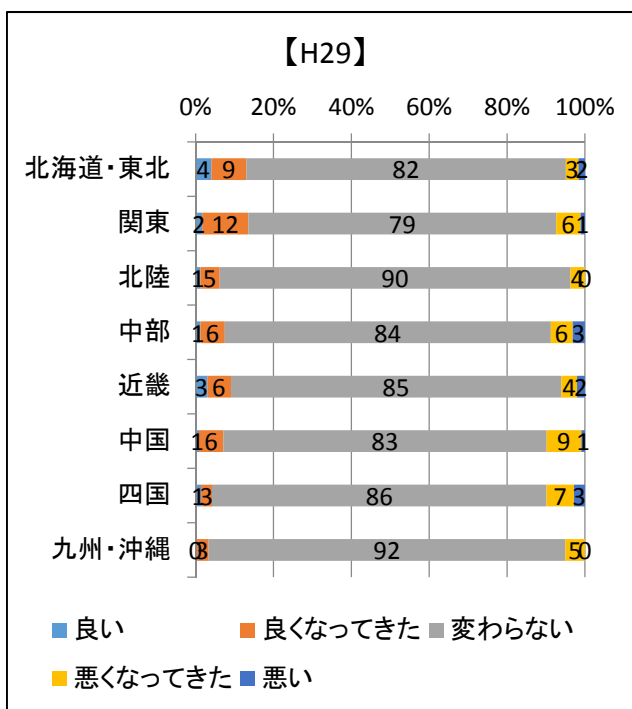
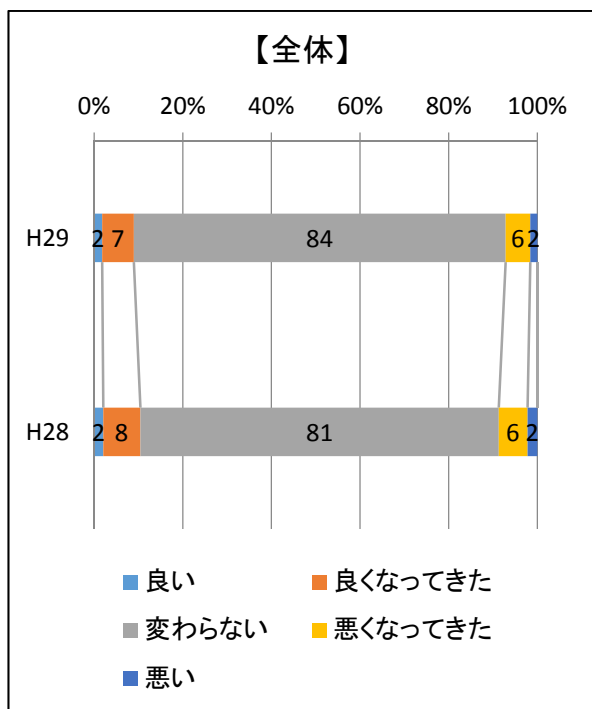


2. 会員企業の現況(資金調達の状況)

Q13 前期決算と比べて、資金調達の状況はどのようになっていますか？

○資金調達については、「変わらない」とする声が全体の8割以上を占めており、状況に変化は見られない。

○ブロック別で見ても、すべてのブロックでおよそ8割以上が「変わらない」としている。

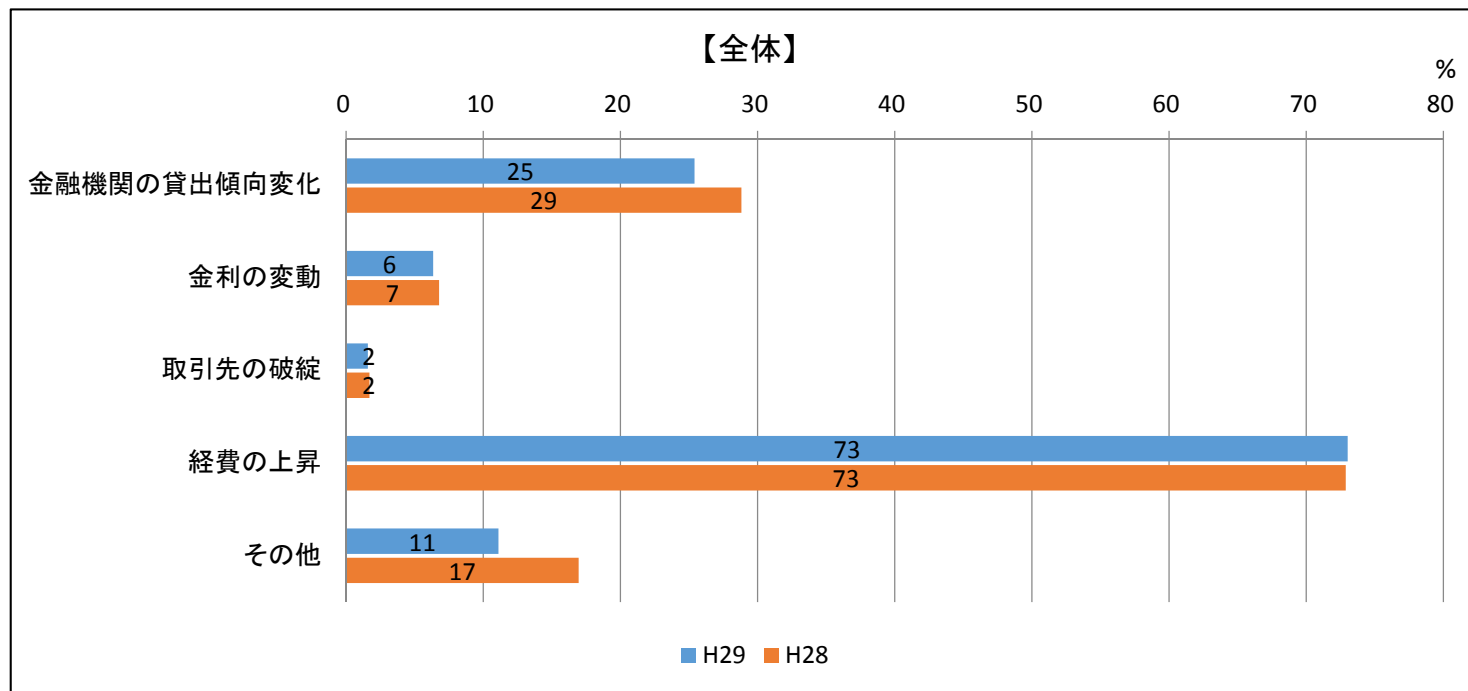


2. 会員企業の現況(資金調達の悪化要因)

Q14 資金調達の状況が悪化傾向にある主な要因は何ですか？(該当するものすべて)

○資金調達の悪化要因については、対象企業の7割以上が「経費の上昇」を挙げており、次いで「金融機関の貸出傾向変化」が25%となっている。

○前年との比較では、全般において大きな変化は見られない。

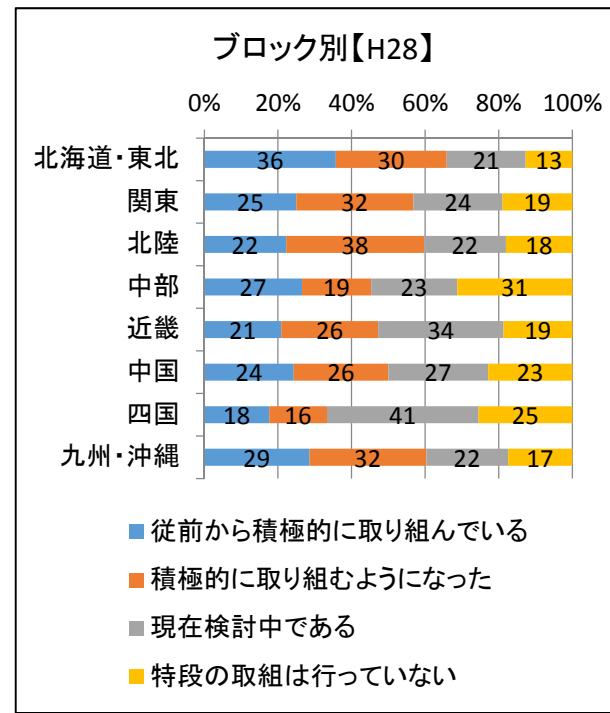
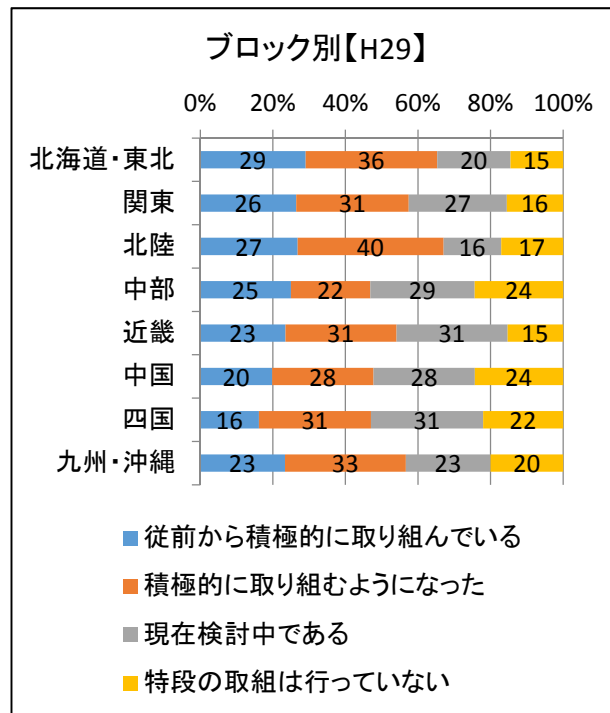
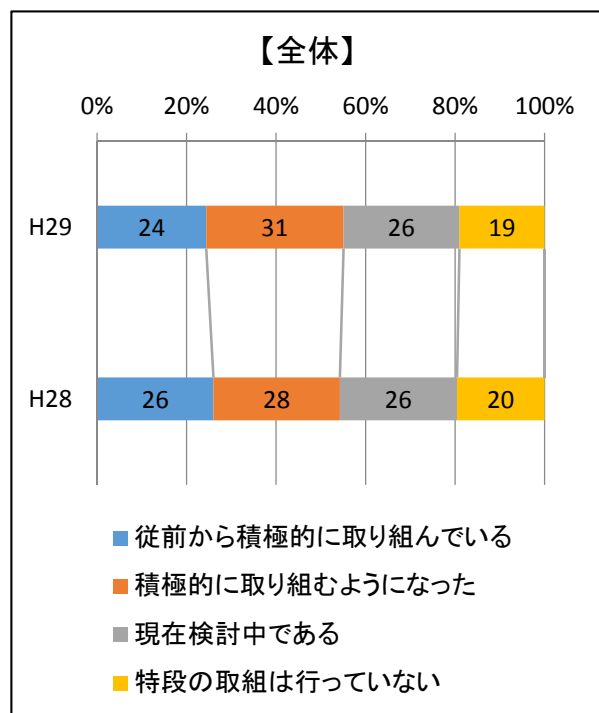


2. 会員企業の現況（技術者・技能者の確保・育成）

Q15 処遇改善やOJT、OFF-JTの充実など、技術者・技能者の確保及び育成の取組みについてお聞かせください。

○技術者・技能者の確保・育成については、検討中を含め8割が何らかの取組みを行っている。また、「積極的」に取り組んでいるのは5割以上と前年とほぼ変わらず。

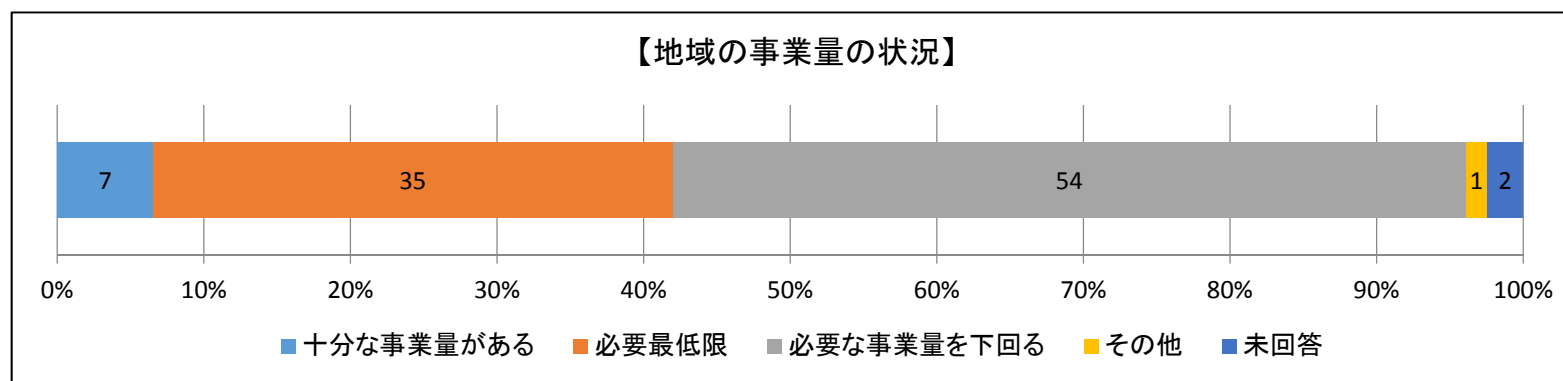
○ブロック別で見ると、北海道・東北、北陸で「積極的」に取り組んでいる割合が6割以上となっている。



3. 必要な事業量の確保について(人員・機材維持に必要な事業量)

Q16 地域建設企業が、地域の安全・安心を守るために不可欠な人員・機材を維持する上で必要な公共事業の事業量(いわゆる「限界工事業量」等)についての議論が必要と考えていますが、貴社の所在地域において、人員・機材を維持するために必要な事業量は確保されていますか？

○各企業の所在地域における事業量の状況については、全体の半数以上が、人員・機材を維持するために「必要な事業量を下回っている」としている。



(意見等)

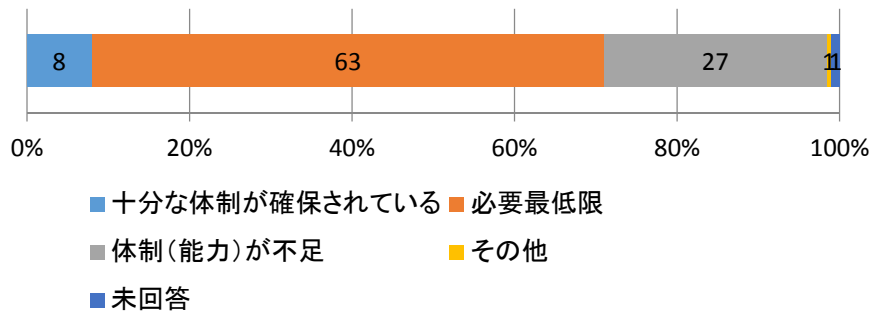
- ・台風災害において、対応できる建設会社や作業員が少なく、迅速な対応が求められた河川、道路復旧工事で影響が出ていた。今後、それらに対応できる人員や機械を維持できる一定の受注量、工事業量が必要となる。
- ・特に市町村の除雪などは、夏場の事業量不足によりオペレーターを確保出来ず撤退する企業が増えている。
- ・現状は、最低限の人員・機材しか維持できておらず、余裕を持って有事を迎えることはできない。他地区に仕事を求めている会社も少なく、地元の仕事量だけでは維持が難しい。
- ・機材に関しては必要最低限の小型機械しか保持できないのが現状。使用頻度も少なく、維持費が高価な大型機械は、ほぼ全てリースに頼っている。
- ・人員・機械維持のためにも発注・施工時期の平準化を強く希望する。
- ・特定業者に受注が偏る傾向もあり、受注機会均等に向けた施策が必要であると考え。(一括審査方式、手持ち工事業量の評価等)

3. 必要な事業量の確保について(地域の災害時等の緊急対応体制)

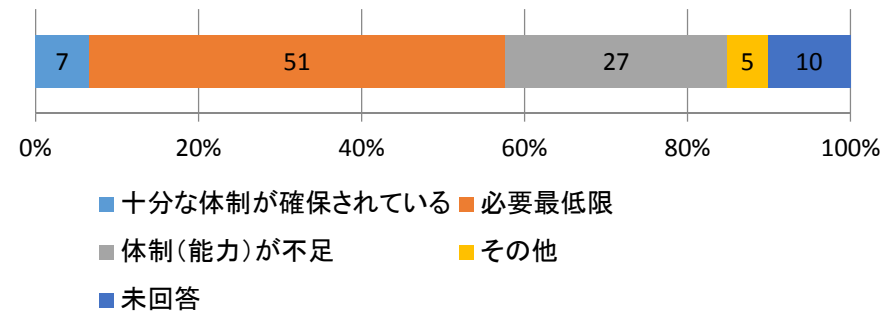
Q17 貴社の所在地(市区町村レベル)における、災害時等の緊急対応体制(企業、人員、機材等)は確保されていますか？

○所在地における災害時等の緊急対応体制について、「十分な体制が確保されている」とする回答は1割にも満たず、「必要最低限」とする回答が半数以上、既に「体制(能力)が不足している」とする回答が3割弱となっている。

【緊急対応体制の状況(災害対応)】



【緊急対応体制の状況(除雪対応)】



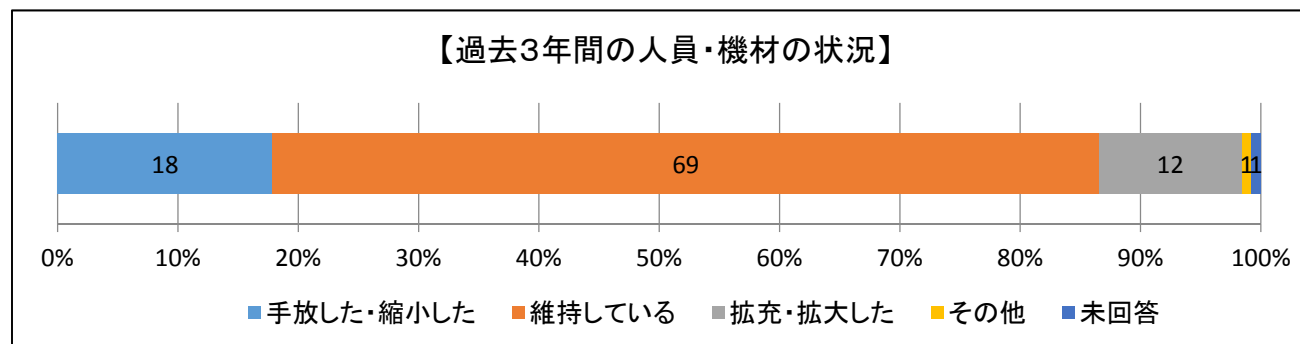
(意見等)

- ・複数の災害協定があり、限られた体制の中で、国、県、市それぞれの要請に同時に対応することは困難。
- ・20年前には、1社において2~3パーティー(作業員5~6名)確保できていたが、現在は1パーティーが限界。広範囲の災害・大雪に即時対応が難しくなっている。**公共工事減少により自社施工班の維持が難しい。**
- ・隣接の市で、**除雪業者が減少**し、1業者当たりの除雪延長が増えた結果、沿道住民からの**苦情が増加**し、市を跨いで対応依頼が来た。
- ・域内に企業数はあるが、各企業の人員は以前に比べかなり縮小(自社では10年前より5割減)しており、且つ**高齢化**も進み、最小限の機材保有状況で、災害対応に十分な体制とは言えない。
- ・オペレーターの高齢化、保有機械の小型化が進んでいる。**固定経費削減のためリース機材活用体制**により災害時の**調達に不安**がある。

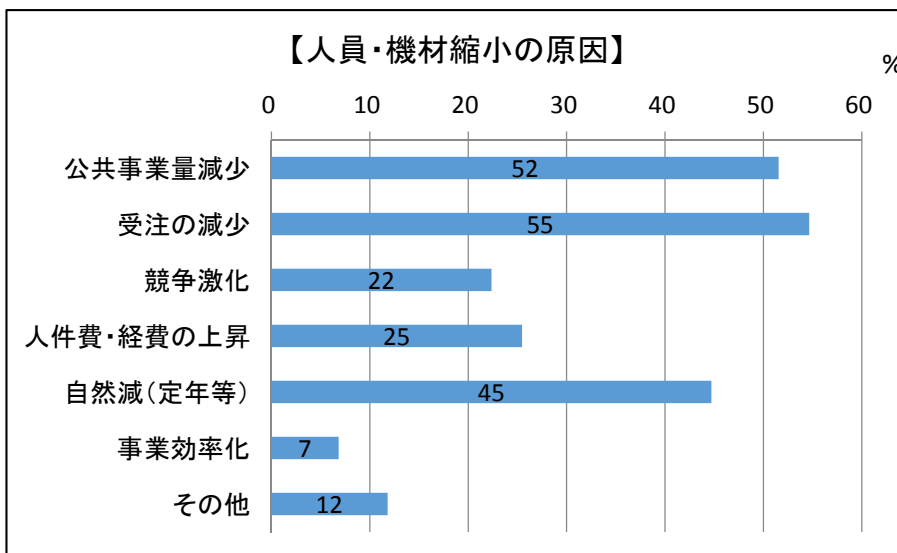
3. 必要な事業量の確保について(自社の人員・機材の状況)

Q18 過去3年間において、人員・機材を手放す(業務を縮小した)ことがありましたか？

○過去3年間における人員・機材の状況については、全体の約7割が「維持している」と回答。



Q19 Q18で「手放すことになった(縮小した)」と回答した方のみお答えください。その原因となったものは何ですか？(複数回答可)



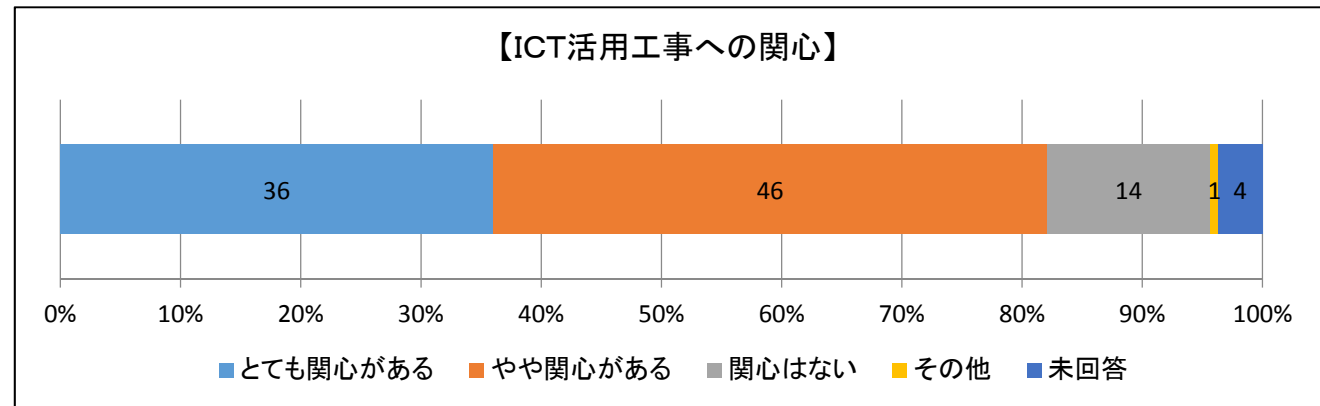
(意見等)

- ・工事量減少のため、稼働が少ない機械類は維持できない。老朽化した機械を更新できなかった。
- ・若手技術者が5～10年程の経験後に、中途採用で発注機関に転職してしまうケースが数年続いている。
- ・直営労務の縮小により建設機械の稼働率が低下したため、機械も縮小した(経費節減)。
- ・機械の老朽化に伴い更新時期ではあるが、公共事業の減少等先行きが不透明なため、更新を躊躇している。

4. i-Constructionに関する取組について (ICT活用工事への関心、実績)

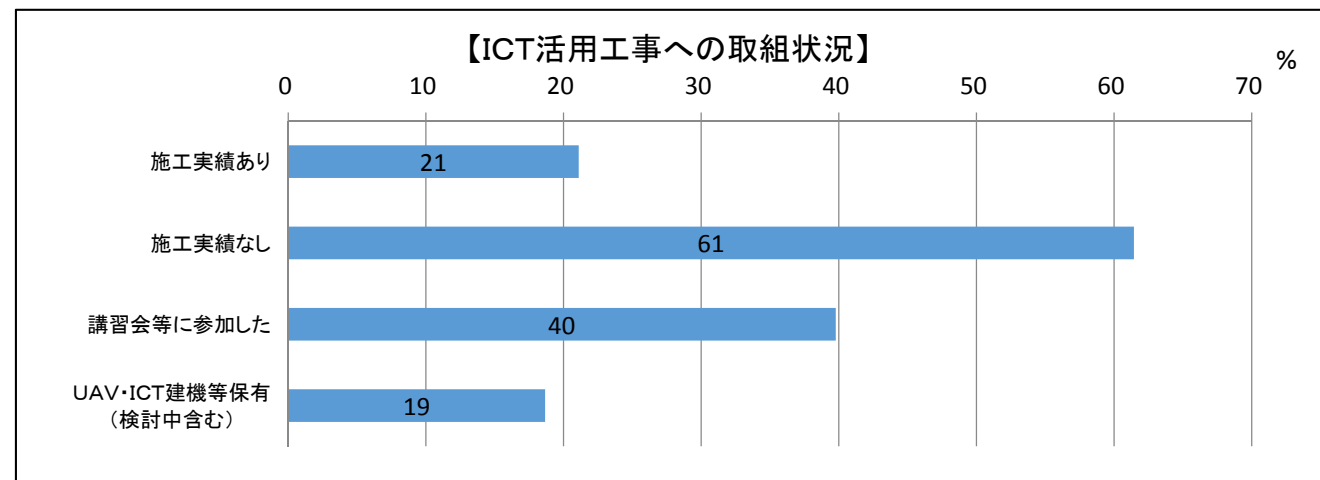
Q20 ICT活用工事 (ICT土工) への関心はありますか？

○ICT活用工事について、「とても関心がある」「やや関心がある」の合計が8割強となっている。



Q21 これまでにICT活用工事 (ICT土工) に取り組みましたか？ (複数回答可)

○取組状況については、「施工実績あり」が2割、「講習会等参加」は4割となっている。



4. i-Constructionに関する取組について(効果、課題、要望等)

Q22 Q21で「施工実績がある」と回答した方のみお答えください。ICT施工を通じて確認できた良かった点、悪かった点、改善策・要望等をお聞かせください。

(良かった点、効果等)

- ・起工測量、出来形測量において、UAV、レーザースキャナーでの測量により**作業日数が短縮**できた。
- ・切土、法面整形等で丁張設置が不要になり、**省力化、効率化**が図られた。
- ・測量手元作業員の高所・危険個所への立ち入りが無くなり**安全性が高まった**。
- ・3次元設計データにより、施工前段階で**正確な土量算出**ができる。また**精度の高い設計照査**が可能。
- ・ICT建機による施工(マシンコントロール、マシンガイダンス)により、経験の浅いオペレーターでも**安定した施工精度を確保**し、ミスによる**手戻り作業がなくなった**。
- ・完成イメージを作業員に**簡単に理解**させられるようになった。

(悪かった点、課題等)

- ・**ICT導入コスト(ソフト、建機リース、外注)**が高く、採算性に問題あり。**機械損料が実際のコストの1/6程度**であった。
- ・施工機械及びシステム構築費用が、効果・削減経費以上の負担となった。**規模の小さい工事では採算が取れない**。
- ・GPSの衛星状態によって施工精度が安定しない(落ちる)。**衛星の状況に左右**され、作業が遅延する。
- ・3D設計データ作成、測量データの処理といった**内業に多くの時間を要した**。データ作成・チェックできる**人材育成が必要**。
- ・**技術革新が日進月歩**であり、高価であるため、測量機器・建機等の購入には躊躇する。
- ・測量、出来形管理において**外注頼み**になってしまい、元請の技術者育成の面で疑問が生じた。
- ・ICTに頼りすぎて熟練のオペレーターを育てないと**災害時の対応**が出来なくなる。

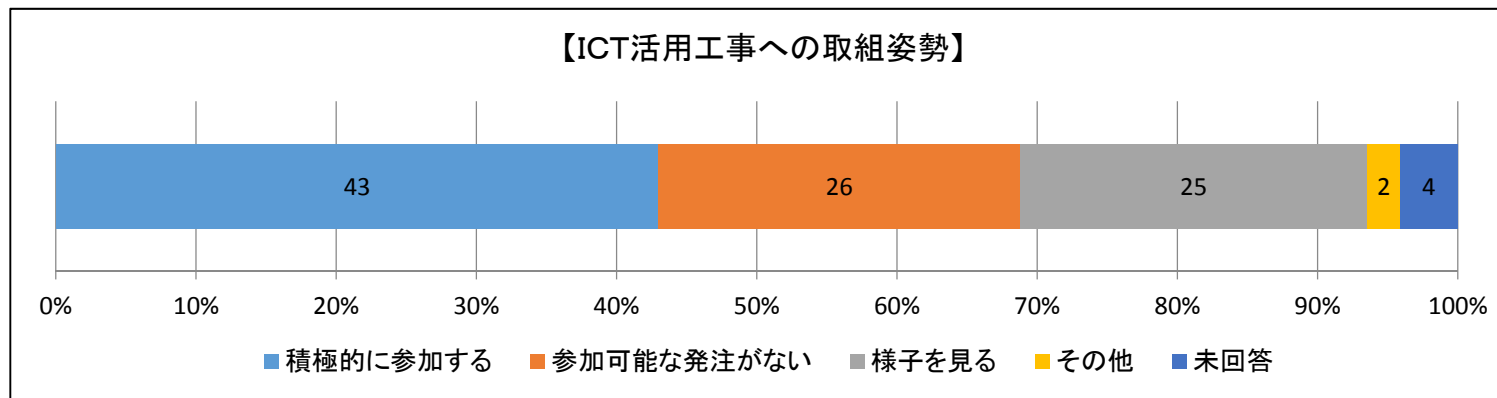
(改善策、要望等)

- ・**工事発注時の3次元設計データの施工者への提供**。情報化施工の時から3次元設計データで発注すると言っていたが、未達成。
- ・ICT機器や解析ソフト等購入時の**補助金制度の拡大**。
- ・**出来形測量**では、1回の測定料金が高いため、この費用も見て欲しい(変更対象にする)。**機械損料**を見積りで見て欲しい。
- ・小規模施工でも**採算が取れる単価**にして欲しい。施工歩掛ではm³単価で計上されるが、実際は月間リースのため採算が取れない。
- ・土工数量だけでICTの適用を判断せず、**現場条件を踏まえた効果的な発注**にして欲しい。
- ・**省力化による歩掛の変更**をしないようお願いする。

4. i-Constructionに関する取組について (ICT活用工事への取組姿勢)

Q23 今後のICT活用工事に対する貴社の取組姿勢についてお聞かせください。

○ICT活用工事への取組姿勢について、全体の4割強が「積極的に参加する」としているほか、「参加可能な発注がない」「様子を見る」がそれぞれ25%程度となっている。



(意見等)

- ・生産性向上や人材確保を図るため、自社で設計データ作成、UAV測量ができるように積極的に取り組む。外注に頼らず自社の技術で行うことで、**小規模工事にも活用**し生産性向上を図りたい。
- ・現在、試験的にICT施工を実施しており、活用によるメリットや問題点を整理していきたい。
- ・先行投資が大きく、データ作成や管理に必要な人員を確保するのは**中小企業にとって大きな負担**になる。また、投資をするほど継続事業がない。
- ・自社が受注する工種におけるICT活用施工の適用がない。得意工種がICTに向かない。
- ・ICTの活用が効果的な現場でやる必要がある。工事の規模・現場条件に応じて判断していく。

4. i-Constructionに関する取組について(その他の生産性向上策)

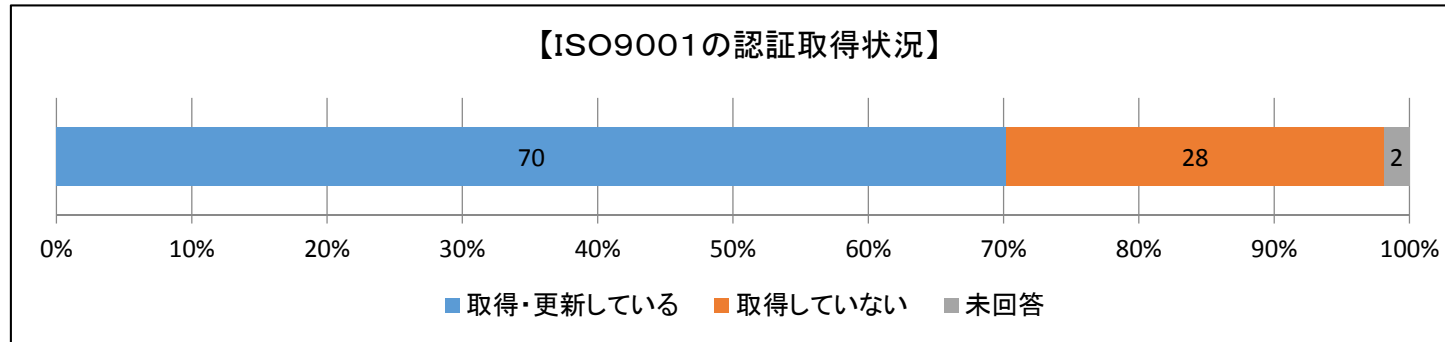
Q24 現在、国土交通省では、i-Constructionのトップランナー施策(ICT土工、コンクリート工の規格標準化、施工時期の平準化)を進めています。これに対し、地域の建設業として取り組んでいるこれら以外の生産性向上策について、具体例・ご意見等がございましたらお聞かせください。

(具体例、意見等)

- ・柔軟な工法変更(コンサル成果の見直し)(プレキャスト化)や設計変更は様々な施策に比べ生産性向上への効果は大きい。
- ・無駄な書類の簡素化。
- ・現場打ちコンクリートをコンクリート二次製品にすることで、施工時間と品質管理に費やす時間を短縮することができる。
- ・コンクリート躯体構築へのプレキャストの活用促進と土木学会のコンクリートライブラリーを活用した発注者への設計の見直し提案を今後積極的に実施していきたいと考えている。
- ・今後の建設産業の労働人口減少を踏まえて、AI、ロボット等の技術活用は必要不可欠となるため、無人化施工へ向けた技術開発の促進と発注、設計変更へ向けての積算体系の環境整備を急ぐ必要があると思う。
- ・中小建設業におけるリスクマネジメントは、幸いなことに重篤事故の経験がなかったり、データが少ないうえにリーダーの経験に左右されたりするため、偏りが出たり、的外れになったりすると言われる。建災防等でビッグデータを駆使し、リスクアセスメントに反映できる成果ができないものか。
- ・地元の中小企業の為、創意工夫のなかで生産性向上を目指す、また多能工を育て、できる限りロスのない施工を計画する。
- ・作業員の高齢化に伴い、体力の補助をする機械(ロボット)の活用が欲しい。我々の仕事は屋外なので環境の改善は難しい。優秀な技能者の確保が生産性を向上させる。
- ・土木工事での人手不足対策として、AIの活用について(最適施工方法の検索、施工設計図の自動作成)国の事業計画を策定して欲しい。
- ・作業補助ロボットの活用工事等、積極的に最新の技術を試行して欲しい。

5. ISOに関する取組について(取得状況、効果及び問題点)

Q25 ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証を取得していますか？



Q26 Q25で「取得・更新している」と回答した方のみお答えください。ISO9001の認証取得による効果及び問題点等はあるものがありますか？(複数回答可)

(効果・メリット等)

- ・社内の品質管理意識と能力の向上、品質レベルの平準化。
- ・書類や社内手続きの標準化による業務の効率化。
- ・不適合についての原因究明・対策・発生原因除去のプロセスの明確化、情報共有による再発防止など総合的なリスク管理に繋がっている。人材育成にも有効。
- ・社内検査等のチェックシステムによる工事の品質向上。
- ・責任権限の明確化。品質確保による顧客満足度の向上。
- ・社会的に一定の評価が得られる。経営事項審査、入札参加資格審査、入札時(総合評価)等での加点がある。
- ・社内の体制、責任が明確化され、マニュアル、手順の構築により技術の蓄積、品質の均一化が図られている。
- ・管理基準が明確化になり作業手順が標準化されたことで不適合品(規格値超え、手直し工事)の発生が激減した。

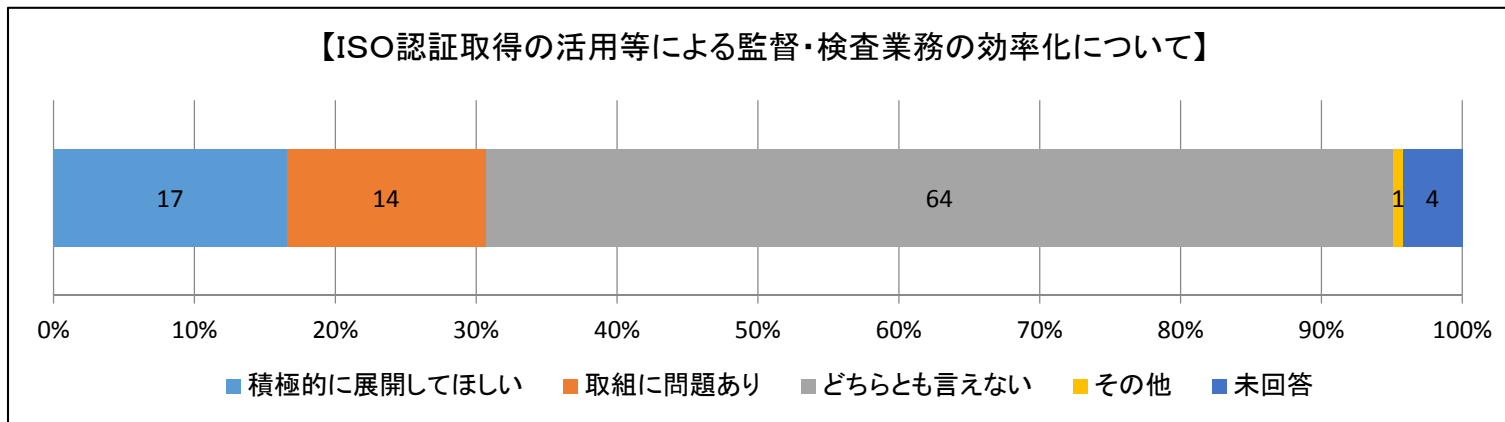
(問題点・デメリット等)

- ・定期審査、更新維持のための費用、事務負担が大きい。
- ・書類作成の事務量が増大。発注者提出用、ISO用と二重に作成するものがあるなど、効率が悪い。
- ・通常の現場管理業務に加え認証維持のための書類整備が必要になり担当者の負担となる。
- ・長期間経過によるシステムの形骸化、マンネリ化が懸念される。
- ・ISO9001は製造業向けで、建設業にはマッチしない。公共工事ではISOの規格が要求する以上の管理を行っている。
- ・顧客要求事項よりも高品質を目指す活動となっており、簡素化が進まない。
- ・更新費用、事務経費等、中小企業には大きな負担になる。

5. ISOに関する取組について(ISO認証取得の活用等による監督・検査の効率化)

Q27 国土交通省では、「ISO認証取得の活用」や「施工者と契約した第三者による品質証明」による監督・検査業務の効率化(受注者の検査記録の活用、臨場確認頻度の軽減等)を試行するとしていますが、この取組についてどうお考えですか？

○上記試行の取組みについては、6割強が「どちらとも言えない」としており、「積極的に展開してほしい」と「取組に問題あり」とする回答が同数程度見られる。



(意見等)

- ・ISO取得企業のメリットとして、検査業務の効率化を図ってほしい。検査項目の軽減、提出書類の簡素化を検討してほしい。
- ・ISOは各社各様、同じものが無い中で、発注者がそれらを引きとることが可能なのか。活用により逆に現場にロスが出るのは避けたい。
- ・施工者と契約した第三者による品質証明では、不具合時におけるリスク分担が不明確。公平性から発注者が第三者と契約すべき。
- ・品質証明員に決定権がなく、結果的に監督官の指示を仰ぎ、無駄な時間を要する。立会確認頻度が多く職員の負担が大きい。
- ・試行工事で品質証明員を確保しようとしたが、現場が遠すぎる理由から県下で確保出来ず。設計で提示された金額では到底足りない。
- ・ISO認証取得していたが、一定の効果が得られたため、また、費用対効果を考慮し、社内活動は維持した上で更新を止めた。